

尾張藩林政のなかの御山守

田原 昇・芳賀和樹



林政史ブックレット ― 尾張藩の林政と森林文化

3

尾張藩林政のなかの御山守

田原 昇・芳賀和樹

公益財団法人 徳川黎明会
徳川林政史研究所

はしがき

我が国は、国土の約三分の二が森林で占められている森林国である。これら森林は、木材をはじめとする林産物を供給するばかりではなく、水資源を蓄えたり土砂災害を防止したりする役割を担っている。さらに、近年は「地域おこし」として森林をレクリエーションの場として利用したり、森林の恵みを再認識する機会を設けたりするなど、我が国固有の「木」の文化を継承しながら、森林の新たな活用方法を模索する試みもみられている。

このような森林の役割や文化の継承を考えると、森林と人びとが歩んできた歴史や、そのなかで人びとが営んできた暮らしの様相を明らかにすることは、私たちにとって重要な議論の素材を提供してくれるだろう。当研究所では、これら森林と人びとの歴史を明らかにすることを目的の一つとして、これまで全国各地の行政機関や史料保存機関、さらには山間地域の旧家に所蔵されている史料の整理・保存活動や、写真撮影による史料の収集を実施してきた。本シリーズではその成果として、平成三〇年（二〇一八）度より実施している内木哲朗家所蔵文書（内木家文書）の調査から明らかとなった江戸時代の森林管理のあり方や、地域に暮らす人びとの生活の様相について紹介していきたい。

内木家は江戸時代に尾張藩の「御山守」を代々務めてきた家で、日記をはじめとする約三万点におよぶ史料が、今なお同家には残されている。シリーズ三冊目となる本冊では、『尾張藩林政のなかの御山守』と題して、

内木家が「御山守」になるまでの過程と、「御山守」就任後の動向について具体的に解説する。内木家が「御山守」として森林の管理に携わるようになったのは、自身の出自や尾張藩に対する内木家の働きかけによるところが大きかった。この結果、内木家は尾張藩内における自分たちの立場を次第に確固たるものにしていったのである。本書を通じて、「御山守」内木家の誕生過程と、尾張藩林政のなかにおける「御山守」の重要性について改めて考える機会となっただければ幸いである。

なお本シリーズの執筆は、当研究所の若手研究者や特任研究員をはじめ、これまで史料調査や教育普及活動にご協力いただいた研究者が中心となっている。末筆ながら執筆者各位とともに、調査等でいつも格別なご配慮を賜っている史料所蔵者の内木哲朗氏に感謝申し上げます。

令和三年三月

徳川林政史研究所

3 木曾材木方の組織と御山守の仕事

芳賀 和樹

- (1) 木曾材木方の組織と書類の伝達ルート……………26
- (2) 木曾材木奉行と御山守……………34
- (3) 御改木口印入と山手代・御山守……………41

4 手代格への昇進運動と近親者の山手代就任

芳賀 和樹

- (1) 武久による手代格への昇進運動……………45
- (2) 今井勘兵衛の山手代就任……………48
- (3) 内木家次三男の山手代就任と武濃の昇進……………56

エピソード

……………68

参考文献

……………71

表紙 「三浦山最初見分相越し候彦七の姿」
(内木哲朗家所蔵の掛軸より)

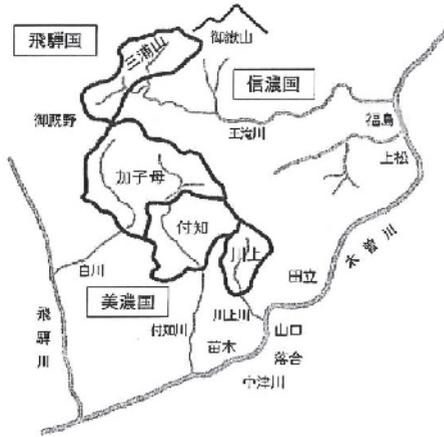


図1 三浦山と濃州三ヶ村
(太田尚宏氏作成)

プロローグ

ゆれる出自

美濃国加子母村で歴代にわたって庄屋を勤める家柄であった内木家の一〇代目彦七武益は、享保一五年（一七三〇）五月、尾張藩の「三浦・三ヶ村御山守」に就任します。これ以降、江戸時代を通じて美濃国・飛騨国・信濃国（岐阜県と長野県）にまたがる三浦山と、濃州三ヶ村（美濃国川上村・付知村・加子母村、いずれも現在の中津川市）

における尾張藩直営の山林（御山・御林）の管理を司る御山守を代々勤めます。御山守就任後の内木家は、その御役目柄から山林管理や尾張藩とのやり取りに関する書類を数多く作ります。また、幕末にいたる内木家の歴史のなかで自家の運営に関する日々の書き物なども作成し続けてきました。このため、日記類をはじめとする約三万点におよぶ古文書・古記録が、現在もなお同家には残されていて、内木家の当時の様子をくわしく今に伝えています。

ところが、江戸時代以前の内木家の様子や、江戸時代のはじ

- (1) 「斐太後風土記 下」(日本歴史地理学会校訂・蘆田伊人編『大日本地誌体系』第一〇冊『大日本地誌大系刊行会、一九一六年』所収)、岐阜県編『岐阜県林業史』中巻(美濃国編)(岐阜県山林協会、一九八五年)「近世の林業」第二章第八節「裏木曾の山守内木彦七」を参照。
- (2) 杉村啓治編『加子母の歴史と伝承・続編―裏木曾三カ村の歴史―』(加子母村教育委員会、一九九七年)を参照。
- (3) 太田尚宏「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』一四、二〇一八年)を参照。

めごろ、御山守となる前の内木家の姿についてはよくわかっていません。江戸時代の中ごろから現在にいたるまで、地域の人びとが著した地誌などの様々な書物のなかで断片的に伝えられているにすぎないのです。これら書物をもとに内木家の出自、先祖の話をまとめると、つぎのような姿をかいま見ることができます。

内木家の先祖は信濃国高遠(たかとお)(現在の長野県伊那市)の城主であった内藤家の子孫とされています。⁽¹⁾ この内藤家の者が佐々成政(さつなりまさ)と戦って、天正一〇年(一五八二)五月に敗北し、飛驒国吉城郡高原郷(よしかはら)の今見村(いまみ)(現在の岐阜県高山市)に逃げていきます。⁽²⁾ その後、今見村で高原一三ヶ村を治めていた今見右衛門(いまみうえもん)という有力者の一族となり、いつしか加子母村に移住してきたというのです。⁽³⁾ いずれの書籍でも共通しているのは、内木家が江戸時代以前は信濃国や飛驒国に住んでいた小領主で、敗戦後に諸国を転々とし、江戸時代ははじめになって、加子母村に移住してきた一族であったと伝えていく点です。また、加子母村の草分けであったことは広く知られていたようですが、御山守となる以前、山林とどのように関わってきたのかは、はっきりとは記されていないのです。

失われた古書と残された古書

もちろん、享保年間(一七二六〜三六)以来、御山守を勤める内木家には、「宝蔵(ほうぞう)」



図2 内木家の文書が収められている蔵

(4)
(文政二年)「古来より御用
相勤来覚書」(内木家文書B
一七一六)。

と呼ばれる土蔵に、江戸中期から明治頃にいたるまで、三万点以上の古文書や古記録が残されています。このため、内木家の御山守としての暮らし向きについては、勤務についても生活についてもさまざまなことを古文書や古記録から読み取ることができ、くわしい様子が明らかとなっている点は前で述べた通りです。

ところが、元禄年間(一六八八〜一七〇四)に事件が起こります。火災のため「申
伝来り候儀ニ御座候古書も所持仕居候処、元禄年中之頃焼失仕候
与只今二而ハ申伝候」というのです。このため、先祖が数十代にわたつ
て加子母村の庄屋として住居してきたのは間違いないけれど、以前のこ
とはよくわからなくなってしまうたそうなのです。⁽⁴⁾
しかしながら内木家では代々にわたって、わずかながら言い伝えられ
てきた先祖の様子を江戸後期以降に調べ直しては、由緒書として書き残
してきました。これら由緒書に散見する情報をまとめてみると、御山守
となる前の内木家の活躍、その出自や山林との関わりが、よりくわしく
見て取ることができるのです。

1 御山守前史（内木家の出自と御用）

(1) 内木家と由緒書

由緒書というもの

「由緒書」というと、武士などが自分の身分や格式の正当性を証明するため、先祖代々の履歴や勲功を一つの書類にまとめたものであるとイメージする人が多いのではないでしょうか。しかし、由緒書を作成するのはなにも武士ばかりとは限りません。寺院や神社や商家といった大きな組織が、その特権を主張するため作る場合もありました。また、各地の役人なども、自身の職責や待遇を守るために、先祖や自分の履歴を由緒書としてまとめました。⁽⁵⁾

内木家は、元禄年間に古文書・古書類を火災で消失してしまいます。それ以前の家の事跡や加子母村との関わりがよくわからなくなってしまいます。だからこそ、内木家では、享保年間に御山守に就任すると、数年に一度、家の履歴を調べ直しては、新たな由緒書を作り続けます。こうして折りにふれて御山守としての職責や待遇、それを獲得できた由来を確認してきたのです。

(5)

田原昇「小間遣頭ならびに小間遣方由緒古例集(解説)」（日本放送協会学園編『古文書を読む』二〇一七年度解読実践コース 解説ノート」二六、日本放送協会学園、二〇一七年）。

(6)
内木哲朗家所蔵。

(7)
徳川林政史研究所所蔵二点
(内木保氏寄贈)、岐阜県歴史資料館所蔵一点(内木家作成本の抄録)を含む。

内木家伝来の由緒書

内木家に伝来した由緒書は、現在確認できているだけで一八件あります⁽⁶⁾。これにその他の場所で確認できた由緒書を含めて一覧表にしたのが、表1「内木家に伝来した由緒書一覧」です⁽⁷⁾。その内容の内訳をみると、三浦山や三ヶ村山林での御山守としての勤方^{つとめかた}を主軸とした内容のものが一点(No.1、3、5、10、17、19、21)あり、内木家代々の家伝^{かでん}や事跡を主軸とした内容のものが一〇件(No.2、4、11、16、18、20)あります。作成時期でみると、江戸後期に作成されたものが九点(No.1、9)、幕末期のものが九点(No.10、18)、明治期に作成されたものが三点(No.19、21)あります。どちらかという、江戸後期には勤方に関する由緒書が多く作られ、幕末、明治期には家伝に関するものが多く作られました。

内木家ではまず、御山守としての勤務に関する来歴に関心が深く、これを由緒書としてまとめはじめ、その後、家の申伝^{もうしつたえ}や履歴に関心を寄せ、これを調べて由緒書にまとめていった様子がうかがえます。江戸後期ごろには、就任したての御山守に関して勤務状況などを確認する必要がある、幕末ごろになると先祖が御山守となった事由を見直したい状況が生まれたのでしよう。

表1 内木家に伝来した由緒書一覧

No.	年月日	西暦	内容(仮題)	作成者	内容の内訳	所蔵	資料番号
1	午(宝暦12年)5月	1762	三浦御山発端之次第	内木善右衛門・内木彦七 →寺兵左衛門様	勤方	徳川林政史研究所 (内木保氏寄贈)	林440
2	文化8年閏2月	1811	由緒調書抜キ	内木彦七武昭留	家伝	内木家文書	B-17-4
3	文化8年	1811	三ヶ村根居古書吟味あらし調置	内木善右衛門武濃	勤方	内木家文書	B-17-5
4	未(文化8年)閏2月	1811	(由緒書 古昔美濃久之城主にて知行三万五千石也…)		家伝	内木家文書	B-17-31
5	文政2年	1819	古来より御用相勤来覚書	内木彦七郎	勤方	内木家文書	B-17-6
6	文政12年	1829	古来より御用相勤候覚書	内木清衛	勤方	内木家文書	B-17-10
7	天保12年	1841	三浦三ヶ村由緒勤書覚	内木清衛	勤方	内木家文書	B-17-11(1)
8	天保12年	1841	三浦三ヶ村由緒勤書覚	内木清衛	勤方	内木家文書	B-17-11(2)
9	天保13年	1842	三浦三ヶ村由緒勤書覚	内木清衛	勤方	内木家文書	B-17-11(3)
10	弘化3年	1846	三浦三ヶ村由緒勤書覚	内木清衛	勤方	内木家文書	B-17-11(4)
11	安政3年	1856	由緒調	内木彦七	家伝	内木家文書	B-17-18
12	安政3年12月	1856	由緒書	内木彦七	家伝	徳川林政史研究所 (内木保氏寄贈)	林454
13	万延元年11月	1860	内木家由緒書并御為筋申上候書付写	内木清衛身寄ニ而内木源 衛梓忠六	家伝	内木家文書	B-17-19
14	申(万延元年)10月	1860	(由緒書 私先祖飛州高原郷拾三ヶ村を領…)	内木善衛	家伝	内木家文書	B-17-37
15	申(万延元年)10月	1860	(由緒書 私先祖飛州高原郷拾三ヶ村を領同郷…)		家伝	内木家文書	B-17-38
16	(享保15年～文久3年8月)	1863	調宝記	十五目内木彦七武敬	家伝	内木家文書	B-17-22
17	元治元年3月	1864	御為筋申上候書付	内木善衛	勤方	内木家文書	B-17-23
18	子(元治元年)2月	1864	(由緒書 私先祖加子母村及開闢土地切広メ…)	内木善衛	家伝	内木家文書	B-17-33
19	明治3年8月	1870	三浦三ヶ村由緒勤書	内木善衛	勤方	内木家文書	B-17-25
20	午(明治3年)6月	1870	(由緒書 私先祖往古所草切開闢仕加子母村と号…)	内木善衛	家伝	内木家文書	B-17-35
21	明治3年8月	1870	恵那郡加子母村内木善衛所蔵三浦山三箇村山林旧記原簿写	内木善衛	勤方	岐阜県歴史資料館明治期岐阜県庁事務文書(内木家作成本の抄録)	3-37-8-8

本表の作成にあたっては、内木家蔵「手書き目録」および「調査目録」をもとに〈由緒〉に関する史料を抜粋して作成した。一部、他館所蔵の内木家が作成した〈由緒〉に関する資料もこれに含めた。

(8) 以下、本節は表1の史料を参照した。ただし、引用した場合は史料を明示した。

(9) 表1 No.4 史料。

(10) 表1 No.11 史料。

(11) 表1 No.11 史料。

(2) 内木家の出自／加子母村に移住するまで

美濃から飛驒へ

内木家の由緒書には、先祖が高遠城主であったとの記載はありません。⁽⁸⁾代わって、その昔は美濃国郡上郡(現在の岐阜県郡上市付近)の城主で「数度合戦ニ打負、人数七人ニ相成退城致シ右七人連ニ而飛州今見村江入込」⁽⁹⁾んだと記されています。この今見村(飛驒国吉城郡高原郷)の今見右衛門という者にしばらく匿われていたところ、追っ手の手勢がやってきたため右衛門の案内で夜中に村を脱出して「木曾」(ここで裏木曾＝三ヶ村のこと)へ向かったといえます。あるいは、内木家は今見右衛門を本家として「飛驒国において先祖格別之由緒有之」⁽¹⁰⁾家柄で、高原郷内に一三ヶ村を頂戴して名主を勤めていたところ、大永年間(一五二一～二八)、加子母へ「別家」して加子母村にやってきたというのです。なお今見家と内木家は、「今ニおいて本家別家の不絶音信、両家共無難取統」⁽¹¹⁾いっているそうです。

飛驒からまた美濃へ

こうして美濃国郡上郡から飛驒国高原郷へと落ちのびた内木家は、また飛驒国から美濃国の裏木曾へと移住してきます。その後「文永弐年ニ宜土地見定メ田畑堀

(12)
表1 No.4史料。

(13)
表1 No.4史料。

起させ百姓二相成居候処、追々作毛諸色出来方宜、住居致候由」になったとの言い伝えが残っています。⁽¹²⁾それから追々諸国から集まってきた人々を匿い、田畑を切り開いていったそうです。それまでは、郡名・村名もなく、どの国に属しているのかも決まっていなかった土地でした。天文年間(一五三三〜五五)に美濃国と決まり、その後、加子母村と名付けられたといえます。もつとも「山中之事二付、木数沢山ニ而御年貢木品ニ而差上候由申伝ル」ようにと定まったのは慶長年中(一五九六〜一六一五)からで、ここにきてようやく村としての体裁が整ってきました。⁽¹³⁾

伝承のなかの内木家

内木家の由緒書は、あくまで古書焼失後に調べ直した先祖の姿であり、必ずしも歴史的な事実を表しているとは限りません。しかし、その昔の内木家による移住のイメージは、概ねなぞらえているのではないのでしょうか。事実、美濃から飛驒へ、また美濃へというルートのそこかしこの伝承に、内木家の先祖あるいは関係者とみられる人々の伝承が江戸時代の地誌に残されています。

(14)
岡村利平編『飛驒叢書第一編 飛州誌(長谷川忠崇)』(住伊書店、一九〇九年)。

例えば、飛驒国益田郡萩原郷上村(現在の岐阜県下呂市)には、永正年間(一五〇四〜二二)に内記(内木)新七郎頼定が住んだ屋敷跡があったといえます。⁽¹⁴⁾また、益田郡小坂郷坂下村には、坂是城址があり、天文年間(一五三三〜五五)に城主内木助左衛門

1 御山守前史～内木家の出自と御用～

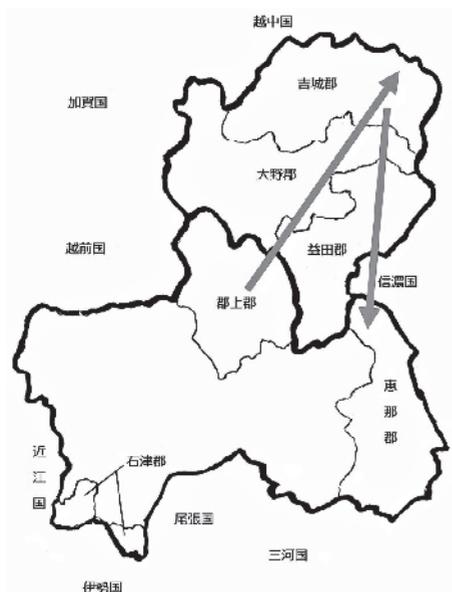


図3 内木家の移住のイメージ

す。末弟は信濃国木曾郡三尾村（現在の長野県木曾町）に移住して桑原を名乗ったといいますが、事実、三尾村には由緒ある百姓として桑原家がありました⁽¹⁷⁾。

これら由緒書と地誌にある伝承などとの合致からしても、内木家の先祖の様子は、図3で示したような状況であったと考えると間違いないかと考えられます。

- (15) 桐山力所編『飛騨遺乗合府』（住伊書店、一九二四年）
- (16) 前掲註(1)同史料。
- (17) 本書第二章(三)の「木曾山御山見廻り・木曾家旧臣」の項を参照。

善秋と弟助十郎善龍が籠もっていたといえます。その後、近隣の神楽山城主山下部左衛門利国に攻め落とされ、兄善秋は信濃に出走し、善龍はいずれかへ隠れ住んで再起を図り終に山下利国を攻め亡したそうです⁽¹⁶⁾。

また、内木兄弟は三兄弟で落城後、（今見）右衛門のところへ逃げ込み、「兄は右衛門の女の躰と成、弟は美濃へ落行、加子母村に寓居、其末内木彦七とて山改役を勤、末弟は信州へ落行、木曾の三尾村に住居して、命を助かりたる、桑葉の由緒にて、今に桑原と、名乗たりとぞ」と記されています⁽¹⁶⁾。内木三兄弟のうち長兄は今見右衛門の婿となり、次弟は加子母村に移住してその末裔が「山改役」（御山守）となった、すなわち内木家の直接の先祖になったとします。末弟は信濃国木曾郡三尾村（現在の長野県木曾町）に移住して桑原を名乗ったといいますが、事実、三尾村には由緒ある百姓として桑原家がありました⁽¹⁷⁾。

(3) 内木家の事跡（加子母村での御用）

その他の加子母村旧家

(18) 加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』（加子母村、一九七二年）第二章第二節「二世中世」加子母に住んだ人々」を参照。

内木家の元来は武家であったという出自や、他国からの移住者であったという事跡は、実は珍しいものではありません。『加子母村誌』には、内木家と同様に江戸初期から加子母村に在住していた旧家が一家紹介されていますが、⁽¹⁸⁾いずれも内木家と似たような事跡をもっています（表2）。飛騨国や信濃国に本拠があったのが七家（No.2、5、7、9）。美濃のうちに加子母村以外に本拠があったのが三家（No.1、7、10）。元来、加子母村が本拠であったのが二家（No.7、11）。残りは不明となります。なかには、No.7丹羽家のように飛騨、美濃、加子母と本拠を転々とした家もあります。また、武家かその家臣と思われるのが六家あり（No.1、2、5、7、9、10）、この点も内木家と同様です。その後の土着地をみてみると、加子母村北よりで飛騨国に近い小郷や二渡りと（No.2、7、9、10）、南寄りで美濃国可児郡に近く、恵那郡のうち加子母村以外の村々と往来しやすい角領や万賀（No.1、8）となっています。それぞれ元来の本拠地に近い方に移住していった様子を表していると考えられます。

(19) 前掲註(18)同書を参照。
内木家も含めてこれら加子母村旧家が、いつ頃、どのように加子母村内各所に住

1 御山守前史～内木家の出自と御～

表2 加子母村旧家の出自と分佈

No.	姓	本拠	出自	土着時期	土着地(字名)	土着状況
1	安江家	加茂郡東白川村神土	此原(さいばら)城主	南北朝末期	角領、加子母村南部	
2	今井家	益田郡小坂町大洞・ 益田郡萩原町宮田大ヶ洞	木曾義仲旧臣	建久9年(1198)以降	小郷(池の森)	
3	中島家	飛騨高山方面		今井家と同じ頃	下小郷(大牧)	開拓
4	日下部家	飛騨方面		今井家と同じ頃	小郷(大沼・洞奥)	
5	鎌田家	(岐阜県下呂市御厩野カ)	威徳寺落人	(永禄12年(1569年)頃カ)	上小郷	
6	田口家			地藏尊開山(安元2年(1176)カ)以前	二渡(清水)	開拓
7	丹羽家	恵那郡苗木→ 益田郡竹原村御厨野・ 恵那郡加子母村小郷	苗木城主遠山家家臣 威徳寺壊滅後目付役	威徳寺壊滅後(天正13年(1585)カ)	小郷	
8	熊沢家			寛永2年(1625)以前	万賀	
9	三浦家	江戸より十六里へだてたる地→ 長野県西筑摩郡王滝村三浦	「戦に破れその地を追われ」	応永年間以前	小郷(天下洞)	
10	頼頼家	可見郡御高町	遠山家勢力下	威徳寺焼失の時(天正13年(1585)カ)頃	小郷(池の森・他)	
11	大島家	加子母村				

『加子母村誌』第2章第2節2中世「加子母に住んだ人々」より作成。



図4 加子母村の字名
(太田尚宏氏作成の図を加工引用)

むようになつたかははっきりしません。しかし、加子母村近隣諸国における戦乱を避けるようにして、いつしか加子母村にやつてきて、加子母村の各所を切り開いていったのです。¹⁹⁾

(20)

表1 No.11史料。

(21)

表1 No.2、4史料。

(22)

太田尚宏『林政史ブックレット二 山村の人・家・つきあい―江戸時代のくらしも生活』①(公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、二〇二〇年)「プロローグ」を参照。

(23)

表1 No.13史料。

(24)

「一札」(王滝村松原家文書二九一)「元禄十三年国境改文書」、徳川林政史研究所蔵)。「合わせて、萱場真仁「徳川林政史研究所蔵

加子母村の庄屋として

さて、加子母村にやってきた内木家の先祖は、「頭立」者(後に庄屋)として「御田所堀起シ、加子母在所伐開キ」、加子母村を開墾していきます⁽²⁰⁾。そして天文年間には、美濃国恵那郡加子母村と村名も決まり、慶長年間(一五九六―一六一五)には年貢を木品(材木)で上納することが定まります。以後、内木家は、代々の庄屋として享保一五年(一七三〇)の御山守就任まで加子母村の庄屋を勤めます。また、この頃の内木家当主は帯刀を許されていたことが「石塔」に記されていたそうです⁽²¹⁾。

この頃の内木家は村内北よりの字中切に住んでいました。現在、内木家の屋敷がある字上桑原に引き移るのは、宝暦六年(一七五六)のころといわれています⁽²²⁾。飛驒国から移住してきた内木家です。飛驒により近い場所に住み、開墾をはじめたのは不思議ではありませんが、この地に住む意味は別にもありました。元和元年(一六一五)に尾張藩領となった際に、庄屋役以外の御用も仰せつけられたからです。

すなわち、加子母村は飛驒国や信濃国といった他領との境目なので「御締筋厳重ニ心懸ケ候様ニ」と命じられます。このため、内木家は「御家人並と相心得」(尾張徳川家家臣と同じと思って)、国境の見廻りを勤めよ、というのです。特に、飛驒国境は「御固場所」(大事な番所)なので、鎗や鉄砲一五挺を持つことが許され、尾張藩郡奉行への「年頭御目見」を仰せつけられます。さらには国境見廻りを勤める

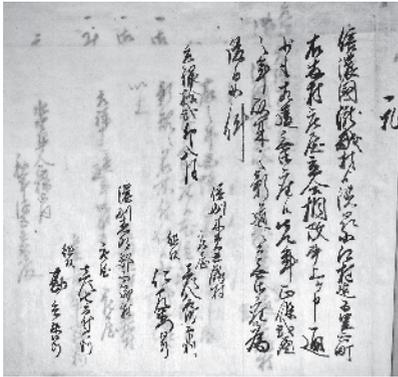


図5 小郷村庄屋として「彦七郎」の署名がみられる古文書
 (「一札」〔元禄十三年国境改文書所収〕、徳川林政史研究所所蔵)

字小郷には、享保一一年(一七二六)に加子母村の字二渡りともぬげにもりばんしよども抜荷守番所が設けられ、番人兩名の給金は庄屋給の一部が充あてられていました。⁽²⁵⁾ 御山守となる前の内木家は、加子母村庄屋に加え小郷村庄屋として小郷にも深く関わり、村政を担う一方では美濃・飛騨・信濃国境の見廻り御用を担っていたのです。

の名主を勤めていたのです。

(25)
 「三ヶ村根居集 全(于時寛延三庚午年五月晦日)〔江戸東京博物館所蔵、「石井コレクション」マイクロフィルム一三三所収)。

史料調査報告 王滝村松原家文書にみる御山守内木家と松原家との関わり(徳川林政史研究所春季研究集会発表レジュメ、二〇一八年三月発表)を参照した。

際には「日懸雑用銀等」(日当・お手当など)が支給されることになったといのです。⁽²³⁾

小郷村庄屋の庄屋として

こうした御用のため、内木家は、加子母村庄屋だけではなく「小郷村庄屋」としての肩書をもっていました。例えば、元禄一二年(二六九九)に信濃国筑摩郡王滝村庄屋松原彦八に宛てて、内木彦七が差し出した同じような内容の書類が二通残されていますが、一方では「濃州恵那郡加子母村庄屋(内木)彦七郎」、一方では濃州恵那郡小郷村庄屋(内木)彦七郎」と署名しているのです。⁽²¹⁾ 小郷村は当時、加子母村(本村)内の枝郷(支村)で、後に加子母村の字となりますが、内木家はこの両村

御巢山での御用

江戸初期に江戸城など多くの城郭や政庁の建築に追われ莫大な材木を消費した結果、木曾山の山林の乱伐は続き、寛文年間（一六六一―一七三三）には山林資源の枯渇（「尽山」化）への対応に迫られます。こうしたなか、尾張藩は、本木曾（信濃国側の木曾山林）の山林資源の保護と復旧を目指し寛文の林政改革をはじめます。ヒノキなどの有用な針葉樹が生い茂る山々への一切の入山を禁止した封鎖林（御留山）を増設し、寛文以前から保護を進めていた鷹狩り用の鷹雛を捕まえる目的で設けた「御巢山」の立ち入り禁止を強化します。⁽²⁶⁾

(26) 田原昇「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相―御関所御預と植林との関係から―」（徳川林政史研究所『研究紀要』四一、二〇〇七年）「はじめに」を参照。

宝永七年（一七二〇）には、木曾山から二六年遅れて、裏木曾（美濃国側の木曾山林）の濃州三ヶ村でも寛文の林政改革が実行にうつされ、御巢山や御留山の取締強化が図られます。「なさけないぞや 市川様は 巢山留山に 鞆かけた」と俗謡にうたわれたのもこのころです。「市川様」とは市川甚左衛門のことで、宝永五年に錦織勤番から上松奉行（後の木曾材木奉行）に就任していました。「鞆」とは鞆山のことです、御巢山・御留山を保護するため、さらにその周囲に設けた立ち入り禁止区画のことです。市川は同七年六月、三浦・三ヶ村に御巢山を新しく設定するため、七日間も入山しています。⁽²⁷⁾

(27) 前掲註（一）同書近世の林業第二章第七節「尾張藩の林政改革」を参照。

このとき、内木家に新たな御用が市川甚左衛門から命じられます。宝永年間の御

(28)
表1 No.11史料。

(29)
表1 No.2史料。

巢山取締強化にともない、「御見分請新囲ひ町間相定メ巢下シ御用相勤来候」というのです。⁽²⁸⁾ この御用に合わせて、宝永六年には尾張藩の「御役人並」を仰せつけられ、「御境見廻之節者鐘御免為持相廻申候」ことになります。⁽²⁹⁾

2 内木家の御山守就任と林政改革

(1) 内木家、御山守になる

三浦・三ヶ村御山守の成立

そうしたなか、三ヶ村御代官の市川甚左衛門が、享保一〇年（一七二五）から三浦山の飛驒・信濃国境問題の解決に本格的に乗り出します。飛驒側（幕領）から三浦山を越えて信濃国に入り込み、住民が盗伐行為をおこなう問題です。この問題への対応に際して、元来、山林での各種取締に通じており、何より三浦山およびその近辺の内情に通じている人物に白羽の矢が立てられます。内木家一〇代彦七武益です。

そもそも小郷の住民は、熊打ちなどのために小郷から三浦山に登ることが多く、山道や地形を熟知していました。そして内木家は、村を切り開いた「頭立」者として、かつては小郷村の庄屋を名乗り、当時は加子母村庄屋として字小郷を治めていました。合わせて、宝永年中以来、御巢山取締御用に加えて国境の見廻り御用も担ってきました。まさに打ってつけの人選でありました。宝永四年から木曾上松奉行を勤め、享保九年から三ヶ村御代官となっていた市川は、この三浦山国境問題へ

(30)

芳賀和樹『林政史ブックレット一 御山守の仕事と森林コントロール』（公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、二〇二〇年）、第一章「内木家文書からみた御山守の仕事」を参照。

表3 御山守成立までの動き

享保10年(1725)7月	市川甚左衛門、三浦山の由緒について三ヶ村庄屋に下問。
享保13年(1728)2月	内木武益、尾張藩に三浦山対策について「御境立方御仕法」を上申。
同年	武益、尾張藩、幕府と交渉の末、「御境伐明ケ」を実施。
享保14年(1729)	武益、信・濃・飛国境の主要な場所に土塚を築く(～同16年秋頃)。
享保15年(1730)5月	武益、三浦・三ヶ村御山守に就任。
享保16年(1731)12月	武益、市川に御山守の職務に関して献策(同17年正月認可)。
享保17年(1731)8月	国奉行遠山彦左衛門、市川に御山守の格式を進達する。

太田尚宏「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』14、2018年)所収)より作成。

帳(住民簿)から除籍され、人別は単独で奉行所に提出することになります。加子母村の「庄屋」という立場を離れ、明確に木曾材木奉行配下の「役人」となったのです。合わせて、庄屋



図6 御山守内木家14代当主
内木彦七武濃像
(内木哲朗家所蔵)

の対応をきつかけとして、内木家が担ってきたさまざまな御用を一本化します。上松奉行(元文五年以降、木曾材木奉行と改称)付の役人「三浦・三ヶ村御山守」が市川甚左衛門により創出され、享保一五年五月、内木武益がこれに就任するのです(表3)。

御山守としての立場

内木武益が御山守に就任した結果、尾張藩や加子母村での内木家の立場が大きく変更になり、次第に格式が整えられていきます。

まず、七宗山御山守多々羅次郎衛門を事例として、尾張藩上松奉行所管の役人となり、御山守就任の際に提出する誓詞は尾張藩御目付方へ提出することになります。これにより、苗字・帯刀が許され、俸禄として扶持方五人分を上松奉行から支給される一方、加子母村の人別

(31)

前掲註(3)太田論文2.

(二)「格式の決定と内木家の立場」、前掲註(30)芳賀ブックレットを参照。

として代々許されてきた尾張藩の郡奉行への御目見も辞退します。こうして内木家当主は、三浦山の国境管理を第一とし、濃州三ヶ村の山林取締を合わせ担う三浦・三ヶ村御山守として代々続いていくのです。⁽³¹⁾

(2) 市川甚左衛門

市川甚左衛門の履歴

宝永年中に寛文の林政改革の一環として、裏木曾(三ヶ村山林)における御巢山の取締強化を命じたのは市川甚左衛門で、その命で御巢山取締御用を担ったのが内木家でした。同じように、三浦山の国境問題への対応を市川から一任され、内木家は新設の御山守という役目を担うことになりす。このように三ヶ村山林や三浦山、ひいては内木家と深く関わった市川甚左衛門とはどのような人物だったのでしょうか。改めてその履歴をみてみましょう。

市川甚左衛門正好は、延宝七年(一六七九)八月に尾張藩士で松寿院(尾張徳川家二代光友の側室)の御侍を勤めた市川正伯の子に生まれます。元禄七年(一六九四)一二月に五十人組に召し出され、五十人組御目付を経て、同一二年に錦織在番として木曾川運材の実務を経験します。宝永三年(一七〇六)に木曾山元詰となり、宝永四年(二七〇七)六月から上松奉行(後の木曾材木奉行)に就任して木曾林政に本格的に関わり

(32)

市川甚左衛門の履歴については、「士林浜廻」(市川)、『名古屋叢書続編』第二〇卷、名古屋市教育委員会、一九六八年所収)、山口村誌編纂委員会編『山口村誌』上巻(一九九五年)第四章「近世」第五節「尾張藩の林政」、前掲註(30)芳賀ブックレットなどを主に参照した。

始めます。享保五年(一七二〇)十月に水奉行を兼任し、同八年に尾州郡奉行に転任。同九年に三ヶ村御代官を兼任して同一一年三月に上松支配となります。元文五年(二七四〇)二月に木曾材木奉行と改称後も勤続し、延享二年(二七四五)八月に岐阜奉行に転任しました。宝永四年からこのときまで延べで四〇年以上にわたって木曾山林あるいは三ヶ村に深くに関わり続けるのです(宝暦七年(一七五七)四月に死去)。

市川甚左衛門と享保の林政改革

市川甚左衛門はもちろん、三浦山と三ヶ村山林にのみ関わっていたわけではありません。当時、尾張藩が管轄していた尾張・美濃・信濃国などの山林全般について、その資源復興に尽力しました。その主な施策の一つが寛文の林政改革であり、もう一つが享保の林政改革でした。

二つの林政改革は、木曾山林資源の保護と復旧を目指していた点は同じですが、それぞれつぎのような特徴がありました。寛文の林政改革は、林産資源の保護を目指して一切の入山を禁止した封鎖林(御留山)の増設を柱としました。これに対して享保の林政改革では、檜・榎・榎・榎・明檜・鼠子といった木曾「五木」の伐採を厳禁とする「御停止木」制を柱としました。御停止木制は、単なる伐採禁止で

(33)

前掲註(26)同論文、田原昇「近世木曾山おける『新規立林』の様相―百姓控山林と雑木植林に関する一考察―」徳川林政史研究所『研究紀要』第四二号、二〇〇八年)「おわりに」、前掲註(30)芳賀ブックレットト同章(二)の「木曾山と尾張藩の林政」の項を参照。

(34)

前掲註(26)同論文を参照。

はなく、幕府や尾張藩の御用材となる有用樹種の確保が念頭にありましたので、保護とともに育成にも力を注いでいました。そのためにも、盗伐などが起こらないよう、百姓控林ひやくしやうひかくまばやし(民間利用林)を明示して、村人に山林の保護と育成を命じる一方、この控林から百姓たちが伐採・利用できる仕組みも合わせて設けました。³³⁾

すなわち享保の林政改革は、江戸時代はじめごろの大規模な採出のため限界に達していた山林に対して思い切った育成林業へと転換を図ったもので、保護・育成・利用を意識して、山林の恒久的利用を目指した改革でした。その結果、改革の開始から五十数年たった安永年間(一七七二―八一)からは、年二五万本内外の用材生産が再開されるようになり、年々その程度の採材をおこなっても、木曾山全体の蓄積には響かないまでに山林が回復しました。³⁴⁾

これら林政改革を実行するためにも市川は、現地に代々居住してきた旧家の者たちに肩書きや格式を与えて積極的に自身の配下に加え、山林の現場監督を担わせていきます。そうした動きの一端が、内木家の御山守就任であったのです。

(3) 尾張藩内の御山守・御山見廻り

小牧山御山守・江崎家

もちろん御山守を担っていた旧家は、市川甚左衛門が内木家に御山守を命じる前

(35)
 小牧山御山守江崎家については、『小牧叢書二 小牧山と江崎氏—その所有権異動の経緯—』(小牧市教育委員会、一九七三年)、『江崎家の由緒』、『小牧叢書九 江崎家文書抄』(小牧市教育委員会、一九八四年)二、『由緒書』、『角川日本姓氏歴史人物大辞典』二三愛知県(角川書店、一九九一年)『小牧市』、『小牧市史現代編』(小牧市、二〇〇五年)第三編『小牧山』などを主に参照した。

から尾張藩内に存在していました。

例えば、小牧山御山守の江崎家です。小牧山(現在の愛知県小牧市)は永禄六年(二五六三)に織田信長がこの山の南嶺に小牧城を築城し、清洲城下から家臣、家族、商人らを移転したため、一時的にかなりの規模の城下町があった場所です。同一〇年に信長が居城を岐阜に移したため、同地は次第に衰退します。江戸時代に入り慶長一五年(二六一〇)に名古屋城が築城され徳川義直が城主となります(尾張藩初代藩主)。さらに信州木曾山が義直に与えられると、元和九年(一六三三)に、名古屋城下と木曾山とを結ぶ木曾街道が整備され、小牧山東嶺に小牧宿が設けられます。以後、中山道にいたるこの街道は参勤交代で利用され、尾張藩主が時に応じて利用し小牧山の麓を通過しました。

さて、小牧山は天正一二年(二五八四)に小牧長久手の戦いが起こり、羽柴(豊臣)秀吉軍と徳川家康・織田信雄連合軍が対陣した場所でもありました。尾張藩は小牧山が家康ゆかりの地であったため、基本的には庶民の入山を禁じて利用を制限します。そして、その土地の旧家江崎家に御山守を命じました。江崎家は元来は尾張国熱田に居住し、小牧へ移住してきましたといえます。初代善左衛門が織田信秀、信長に仕え、小牧長久手の戦いでは、家康の道案内した功績で御手自ら扇を賜ります。その後、松平忠吉(家康四男)に仕え清洲城下に移住します。慶長一二年(一六〇七)に

(36) 「由緒功分書」、前掲註(35)「江崎家文書・抄」所収。

(37) 前掲註(35)「小牧山と江崎氏」「小牧山、江崎氏所有となる」を参照。

(38) 前掲註(一)同書「近世の林業」第二章・第九節「七宗山と板取・洞戸山」、七宗町教育委員会ほか編『七宗町史 通史編』(七宗町、一九九三年)第四編「近世」第一三章「七宗山」三、「山守の設定」を主に参照した。

忠吉が死去すると小牧へ戻り籠居することになったそうです。

慶長一四年(一六〇九)に徳川義直が尾張に入国した際、初代江崎善左衛門は、義直へ「私先祖之儀委細」が披露され、御目見を許されます⁽³⁶⁾。さらには義直の命で小牧宿の整備を担った中心人物が初代江崎善左衛門でした。この際、松平忠吉時代から小牧山を預かってきた由緒によって、小牧山御山守をも合わせて仰せつけられたといえます⁽³⁷⁾。以後、江崎家は寛永二年(六二五)に仰せつけられた小牧御殿守と合わせて、代々御扶持方三人分(後四人分)、御番頭御屋敷奉行格として小牧御山守を勤めました。この江崎氏の事例は、尾張藩内における御山守設置の最初期のものといえます。

七宗山御山守・多々羅家

美濃国武儀郡の七宗山(現在の岐阜県加茂郡七宗町)は、美濃国内では三ヶ村山林(裏木曾)と並ぶ、尾張藩での林産物の宝庫です。この山からは名古屋城御用材が多く伐り出され、また江戸城御用材が伐り出されることも重要な山林でした⁽³⁸⁾。このため、元禄五年(二六九二)に代官服部十右衛門が、上麻生村の百姓次郎右衛門に山廻りを命じて、諸木検査、木口印打ち、役銀取り立ての御役目を預けます。また、次郎右衛門の世話で神測村内葉津の百姓源三郎が下山廻りとなります。このときは

(39)
 前掲註(3) 太田論文を参
 照。

兩人とも無給でした。同七年に御側同心と国奉行が山林巡見のため上麻生村に来訪した際、兩人からの質問に次郎右衛門がこと細かに受け答えたため、両役人は山廻りの業務実態を理解します。このため次郎右衛門に切米三石、源三郎に切米二石が支給されるようになり、その後、次郎右衛門は名字を許され多々羅と名乗り、切米五石に増加され、役名も「御山守」、格式も手代並と改められました。さらには同七年には山廻り役が増員され、上麻生村に四人、坂ノ東村に一人、神測村に三人が設けられます。

さて、七宗山は元来、代官が管轄するところでしたが、正徳元年(一七一二)に上松奉行市川甚左衛門らの管下に置かれます。その後、再び代官管下に戻されます。以降、上麻生村柿ヶ野にあった拔荷番所に駐在し七宗山御山守を勤めた多々羅家は、代官所手代と同格の扱いを受けつつ幕末にいたります。

実はこの多々羅家が御山守として与えられた身分や格式、給与こそ、内木家が御山守となった際の事例でした。市川甚左衛門は、三浦山・三ヶ村御山守を創出する際のイメージ作りに、正徳元年に七宗山を所管した際の経験が大いに生きたようです。内木家の御山守就任は、決して市川の思いつきではなかったのです。³⁹⁾

表4 木曾山にて免許地被仰出御家来・村方一覧(元文4年12月)

田畑八反八畝歩	山村甚兵衛家来	千村喜左衛門	福嶋村内
畑四反八畝拾歩	同	古畑幸右衛門	同断
田畑耆町九反式畝拾八歩	同	黒川藤右衛門	岩郷村内
畑式町八反廿四歩	同	上田弥惣右衛門	同断
		(2名略)	
田畑四町七反四畝歩	同	桑原与一右衛門	三尾村内
田畑八町貳反七畝六歩	同	桑原伊左衛門	同断
畑五町耆七畝拾歩	贅川宿本陣問屋	治右衛門	贅川村内
田畑三町八反式畝八歩	数原宿本陣問屋庄屋	孫太夫	福嶋村内
田畑耆町九畝四歩	同宿本陣問屋	五右衛門	同断
同九反三畝四歩			宮越村内
田畑貳町六反六畝貳歩	福しま宿町人	久蔵	福嶋村内
田畑貳町五反八畝廿四歩	黒川村庄屋	惣右衛門	黒川村内
田畑貳町六反耆畝廿三歩	王滝村庄屋	彦右衛門	王滝村内
		(14名略)	
〈合計〉右ノ田畑六拾耆町六反式畝廿九歩			

「留帳抜萃」(林183・徳川林政史研究所蔵)、徳川義親『木曾山』(非売品、1915年)9～98頁より作成。

(40)
前掲註(26)同論文第三章
(二)「巢山留山見廻と山村
家来」を参照。

木曾山御山見廻り・木曾家旧臣
さて、市川甚左衛門は、三ヶ村山林(裏木曾)に続けて、信州木曾山(本木曾)にも御
山守と同じように、現地旧家の者たちを配下として山林を管理する仕組みを設けま
す。

享保の林政改革も元文年間になると行き過ぎた部分がつきつきと露呈し、是正さ
れていきます。特に山林の見廻りについて、それまでは上松奉
行配下の役人らが毎年一度ずつ行っていましたが、十分な取締
ができるほどには、手が回りませんでした。そこで元文五年
(二七四〇)に木曾家旧臣など由緒ある百姓町人に百姓控林の所
持を許す代わりに、御留山・御巢山の「御山見廻り」に任じる
というのです。その際、各人の所在地の最寄りに担当する山林
を割り振って折々見廻らせることとなりました。彼らは、百姓
町人ではあるが木曾旧臣という「先祖之由緒」をもって「御山
見廻り之節斗、刀指候様」に申し渡されました(表⁽⁴⁾)。

このように、市川甚左衛門は林政改革を推進し、尾張藩領内
の山林について取締強化を図るためにも、旧来の事例と現地の
実情を踏まえつつ、「御山守」「御山見廻り」などの肩書きや御

役目を与えて配下としていったのです。その一例が内木家による御山守就任だったのです。

もちろん、これにて尾張藩林政の組織や三浦山・三ヶ村御山守の職務などが確定したわけではありません。以後、幕末まで続くこれら制度は、時代に合わせて変容していきました。

3 木曾材木方の組織と御山守の仕事

(1) 木曾材木方の組織と書類の伝達ルート

御山守内木家とその仕事

内木家に伝来した古文書・古記録などから、代々の当主が御山守の職にあった期間をまとめると、次のようになります。

- ① 一〇代 武益(享保一五年(一七三〇)五月(宝暦四年(一七五四)八月)
- ② 一一代 武久(宝暦四年(一七五五)六月)
- ③ 一二代 武信(安永四年八月(寛政一一年(一七九九)四月)
- ④ 一三代 武昭(武脇 寛政一一年六月(文政二年(一八一九)正月)
- ⑤ 一四代 武濃(清衛 文政二年正月(嘉永二年(一八四九)二月)
- ⑥ 一五代 武敬(善衛 嘉永二年二月(明治五年(一八七二)三月)

御山守を勤めたのは、一〇代当主武益から一五代当主武敬までの六人でした。歴代当主は、右の諱とは別に通称として彦七・彦七郎を名乗りました。当主が御山守に就任すると、その跡を継ぐ予定の男子は御山守見習に就任し、善右衛門・善左

(41) 「調宝記」(内木家文書仮番号A三八)、「恵那郡加子母村内木善衛所蔵三浦山三箇村山林旧記原簿写」(明治期岐阜県庁事務文書三・三七―八―八、岐阜県歴史資料館所蔵)、「内木善衛所蔵御用状留書抜」(岐阜県編『岐阜県林業史』中巻〔美濃国編〕、岐阜県山林協会、一九八五年、三二一―三二四頁所収)、「三浦三ヶ村由緒勤書覚」(同前、三三二―三三七頁所収)。

(42) 実名(本名)のこと。

(43)
御山守の仕事については、
前掲註(30)芳賀ブックレット
トを参照。

(44)
木曽材木方については、前
掲註(3)太田論文、一二頁
を参照。

衛門を名乗るのがならわしでした。以下では、歴代の御山守の活動をとりあげていきますが、通称を用いると誰を指すのかわからなくなってしまうため、便宜的に諱を記すことにします。

御山守の仕事は多岐にわたりますが、基本的なものには、①三浦山の「御境伐明ケ」と御山(御留山や御栗山)見廻り、②濃州三ヶ村の御山見廻り、③盗伐の摘発と吟味、④「御山見廻帳面」類などの書類の作成と木曽材木方への送付、⑤御山利用に関する村方からの願書の取り次ぎがあり、のちに、⑥三ヶ村の家作見分、⑦御改(あらためこぐちいんいれ)木口印入への立ち会い、⑧種子・苗木の調達と植林の指導が加わりました。二代目御山守武久の時代には、御山守の基本的な仕事の範囲が定まります。⁴³⁾

木曽材木方の組織

三浦・三ヶ村御山守は、市川甚左衛門が元文五年(二七四〇)に木曽材木奉行に就任したことにより、木曽材木方の支配下に入りました。⁴⁴⁾延享二年(一七四五)には市川が岐阜奉行へ転出しましたが、御山守の所管に変更はありません。御山守は、属人的性格の強かった市川支配から脱し、尾張藩の林政組織のなかに位置付けられたのです。

木曽材木方の役所は、名古屋城下の巾下と信州筑摩郡の上松に設置されています。

表5 木曽材木方の構成(天明4年)

役 職	人数
本メ手代	1
本メ・目代兼	2
帳元・川狩・目代兼	2
目代手代	1
手代	4
手代並	2
内詰手代	1
内詰手代並	1
内詰手代見習	2
内詰手代見習山手代	8
御足軽小頭	1
御足軽目付	1
御足軽	8
三浦・三ヶ村御山守	1
(同)無足見習	1

「木曽方諸取扱覚帳」(林1753)より作成。
記載順は同史料の記述を尊重した。

(45) 「木曽方諸取扱覚書」(徳川林政史研究所収集史料一七五三、徳川林政史研究所蔵)。以下、徳川林政史研究所収集史料については「林」と表記し、所蔵の記載も省略する。

(46) 「藩士名寄」(旧蓬左文庫所蔵史料一四〇―四、徳川林政史研究所蔵)。

た。名古屋には木曽材木奉行や内詰手代らが常駐し、上松には本メ手代をはじめとする手代たちが詰めていました。

木曽材木方の役人の人数は、天明四年(一七八四)を例にとると表5のとおりです。これは「木曽方諸取扱覚書」という史料のなかで、木曽材木奉行「支配之輩」として書き上げられている役人の数を示したものです。

木曽材木奉行は定員二―三名で、錦織奉行・普請奉行・勘定奉行などの兼帯が多くみられました。支配下の役人のなかでも高い地位にある本メ手代と目代手代の区別はよくわかっておらず、ほぼ同格のように思われますが、あとで紹介する昇進ルートの例を参考にすると、目代手代より本メ手代の方がやや上位に位置するようです。なお木曽材木方の役人のうち、内詰手代見習山手代以上は「土分」とさ

れ、御足軽小頭以下とは身分的に一線を画する存在でした。

四章で詳しく説明するように、御山守内木家は、役人でありながら、身分的には土分として認められなかったのです。歴代当主にとって、手代・内詰手代(表5の網掛け部分)の格式、つまり土分以上と認められる「手代格」を得ることは大きな目標であったといえるでしょう。

(47) 前掲「藩士名寄」。

(48) 前掲「藩士名寄」。

このほか、木曽材木奉行の管下には、信州木曾山(本木曾)の山手代らが置かれ、御山の管理の最前線に立ちました。山手代は、御用材生産用の樹木の選定や伐り出し作業への立ち会いを担った役職です。ややこしいことに、役職名に「手代」という文字が入っていますが、山手代は「手代格」を有さず、身分的には御山守よりも下位に位置付けられました(内詰手代見習山手代は手代格)。山手代は、「木曽方諸取扱覚書」の木曽材木奉行「支配之輩」に書き上げられてはいませんが、見落とすことができない重要な役職です。

なお表5に示したのは、天明四年時点での木曽材木方の構成で、のちに木曽材木方吟味役(天明八年の酒井忠藏の例)、木曽御材木調役(文政一〇年(一八二七)の鈴木順助の例)という役職が加わりました。

役人の昇進ルート

ここで、尾張藩士の名前と経歴を書き上げた「藩士名寄」という史料から、木曽材木方の役人を勤めた四人をとりあげて、その昇進ルートを確認しておきましょう。

【橋本祐助の例】

木曽御材木方山手代↓(寛政三年(一七九二)↓内詰並手代(召抱)↓(同九年)↓

内詰手代↓(享和元年(一八〇二)↓並手代↓(同三年)↓目代手代もくだいてだい↓(文化一二年(一八一五)↓木曾御材木方吟味役並

【まつだしんべい松田新平の例】

木曾御材木方手代(寛政七年、召抱)↓(享和三年)↓目代手代↓(文化八年)↓木曾御材木方本メ手代並↓(同一二年)↓木曾御材木方本メ手代本役↓(文政六年(一八二三)↓木曾御材木調役↓(同一〇年)↓木曾御材木奉行支配吟味役

【はやかわしちすけ早川七助の例】

木曾御材木方同心↓(文化一二年)↓木曾御材木方内詰手代並↓(一時転出、同一四年)↓木曾御材木奉行手代並↓(同年)↓木曾御材木奉行目代手代並↓(同一五年)↓木曾御材木奉行目代手代本役↓(文政一〇年)↓木曾御材木調役↓(天保二年(一八三一)↓木曾御材木奉行支配吟味役並

【うえむらいなすけ植村稻助の例】

山手代↓(天保八年)↓木曾御材木奉行手代(召抱)↓(同一二年)↓木曾御材木奉行目代手代↓(嘉永七年(一八五四)↓木曾御材木調役↓(安政二年(一八五五)、改革につき調役は欠役)↓木曾御材木方本メ手代↓(同六年)↓木曾御材木調役(復帰)↓(文久三年(一八六三)↓木曾御材木奉行支配吟味役並

これらの例や「藩士名寄」を通覧すると、同心から内詰手代、山手代から内詰手

(49)
木曽材木方との書類のやりとりについては、前掲註(3)太田論文、一二〜一四頁を参照。

代や手代となり、その後、目代手代を勤め、しばしば本メ手代や木曽御材木調役を経験してから、木曽材木方吟味役に就任する、という昇進ルートが素描できます。

書類の伝達ルート

木曽材木奉行や内詰手代をはじめとする役人たちと御山守の間では、膨大な数の書類がやりとりされました。⁽⁴⁹⁾名古屋や上松の役所から加子母村の御山守に出された仕事上の書状すなわち御用状は、宿場から宿場へと、さながらリレーのバトンパスのように送り継がれました。中山道の落合宿まで届けられた御用状は、その後、七里役によって村から村へと送り継がれ、内木家まで届けられたのです。七里役を負担したのは山口村―田立村―川上村―付知村―加子母村で、村々には藩より所定の駄賃が与えられました。この宿継形式の令達ルートは、初代御山守武益の建言によって整備されたものでした。

こうした御用状は、基本的に「板挟み」といって、二枚の板で挟んで紐で固定した状態で送り継がれました。御用状は、木曽材木方からの通達書や、藩が発した触書などが中心です。ちなみに藩が発した触書は、村方に送られる場合、郡奉行から発信され、代官所を経由して村方に伝達されました。一方、御山守宛てに送られる場合には、そのようなルートは用いられず、ほかの御用状と同様、木曽材木方から

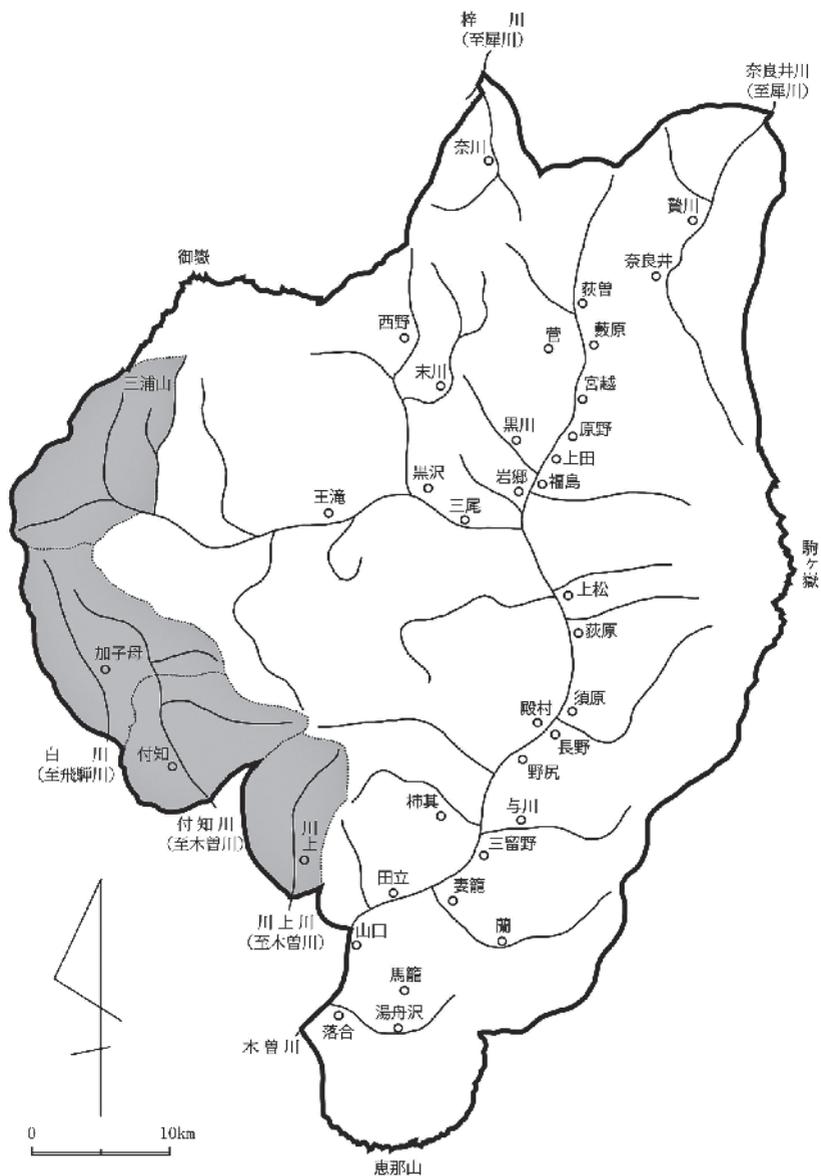


図7 木曾山の沢と宿・村

〔「岐岨惣山、三浦・三ヶ村山略図」〔徳川林政史研究所所蔵〕をトレースして作成。グレーの部分が生三浦山・濃州三ヶ村〕

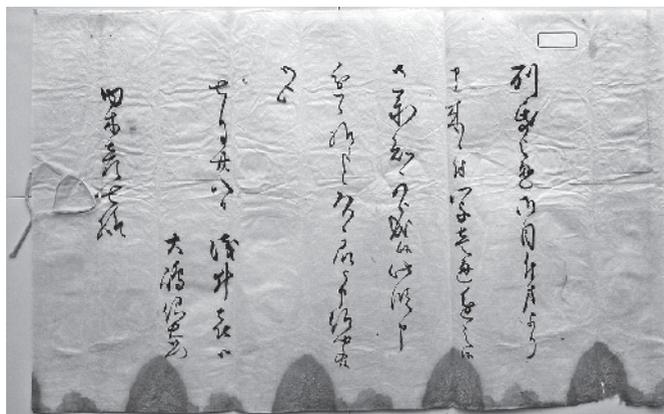


図8 紙縫がついた御用状
(内木哲朗家所蔵)

令達されました。

宝暦一二年（一七六二）八月一日、武久は出張先の川上山で、七里役の者から封書を受け取りました。このなかには、木曾材木方の内詰手代である浅井喜八・大嶋仙右衛門が作成した御用状が入っており、その内容は、別紙の写のとおり藩の御目付

から木曾材木奉行に対して通達があつたので心得るように、というものでした。添えられた写は、桃園天皇が崩御したため、当二七日より来月二日まで鳴物を停止し、諸事物静かにするようにとの指示が年寄（家老）から下つたので、その旨を通知する、というものでした。このときの御用状には、末尾に紙縫が付けられており、別紙の写は巻き込んだかたちで紙縫に結ばれていたと思われます。こうした「穏便触」と呼ばれた鳴物停止の触書など、年寄から御目付を介して藩士全体へ出された触書は、年寄―御目付―木曾材木奉行―内詰手代―御山守というルートで伝達されたのです。

こうした御用状への返信は、やはり「板挟み」にした状態で、宿継形式の令達ルートをさかのぼるように木曾材木方役所などへ送られました。

(2) 木曾材木奉行と御山守

木曾材木奉行の在任期間

木曾材木奉行の就任者とその在任期間を、図9にまとめました。一八世紀に就任した木曾材木奉行の在任期間は、比較的長いことがうかがえます。

一七世紀に山々の荒廃が進んだ尾張藩では、森林を回復させるため、寛文の林政改革で伐採を抑制する方針が打ち出されました。⁽⁵⁰⁾しかし、単に伐採を抑制するだけでは、健全な森林を育てることはできません。そこで藩は、享保の林政改革をきっかけにして、御用材の伐り出しに枯損木などを積極的に活用し、健全に成長している「良木」を温存するとともに、次世代の森林を育てるための環境整備をはかるようになりました。このように尾張藩林政のなかで一八世紀という時代は、森林の植生を人為的にコントロールしようとする志向が強まり、健全で目的に合った森林の育成がはかられるようになった画期といえます。

しかし、木曾山(本木曾・裏木曾の山々)の森林管理の方向性が示されても、それを主導する立場にある木曾材木奉行が頻繁に交代しては、それを実現することは難しいでしょう。森林管理には、長期的な視野が必要だからです。一八世紀に就任した木曾材木奉行の在任期間が比較的長いのは、このような意図あつてのことかもしれ

(50) 尾張藩の森林管理については、前掲註(30)芳賀ブックレット、八四―八七頁を参照。

3 木曾材木方の組織と御山守の仕事

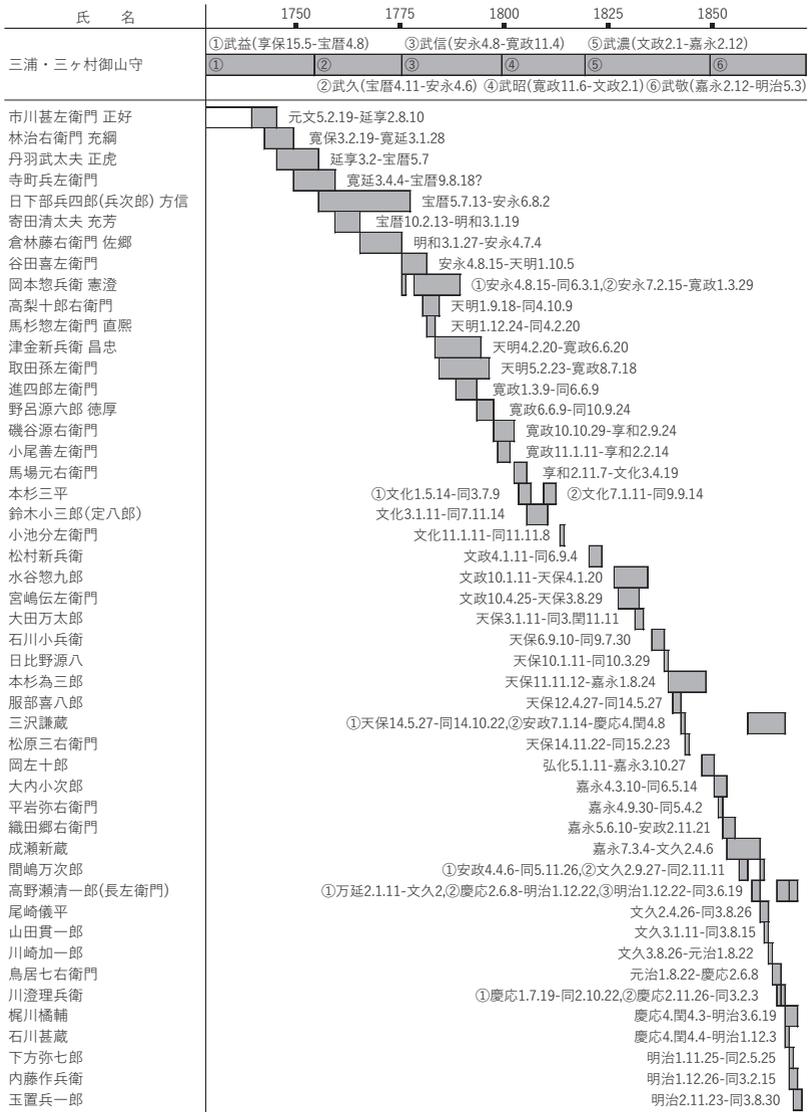


図9 三浦・三ヶ村御山守と木曾材木奉行の在任期間

(名古屋市博物館編『尾張史料のおもしろさ 原典を調べる』(名古屋市博物館、2004年) 244-245頁より作成)

同書は寺町兵左衛門の退任年月日を宝暦6年12月23日としているが、宝暦9年「卯年中御用状留」(内木家文書B58-8-5)によると、寺町は同9年8月18日付で日下部兵次郎と連名で武久に書状を送っており、同日までは木曾材木奉行の職にあったと考えられる。市川甚左衛門の白色部分は上松奉行在任を示す。

ません。長い在任期間のなかで木曾材木奉行が経験を積み、そのもとで持続的な森林管理を進めうる態勢がとられていたといえそうです。

木曾材木奉行の経験・知識

ここで、一八世紀の木曾材木奉行から、寺町兵左衛門、日下部兵次郎、倉林藤右衛門の三人をとりあげて、その経験・知識や仕事を少し紹介しましょう。

【寺町兵左衛門】

寺町は寛延三年（一七五〇）四月四日に木曾材木奉行に就任し、正確な退任年月日は不明ですが、少なくとも宝暦九年（一七五九）八月頃までは同職にありました。寺町は御山の管理や御用材の伐り出しに関する豊富な知識をもち、宝暦九年六月には

(52)

倉林については、前掲註

(30) 芳賀ブックレット、
四八〜七一頁を参照。

(53)

「木曾山雑話」〔林五四一〕。

「木曾山雑話」という書物を著しています。この「木曾山雑話」は、「御留山」「御巢山」「里山」といった尾張藩林政における山の区分・名称や、「シユラ（修羅）」「サデ（棧手）」といった林業の専門用語をまとめたもので、木曾山の林政・林業に関する手引き書といえます。

【日下部兵次郎】

日下部は宝暦五年七月一三日から安永六年（二七七七）八月二日まで、木曾材木奉行を勤めました。足かけ二三年という在任期間は、歴代の奉行のなかでも最長です。

しかし就任直後の日下部は、御山の管理や御用材の伐り出しに関する知識・経験に乏しく、同時期に木曾材木奉行を勤めていたベテランの寺町も宝暦七年頃には江戸勤めとなったようです。一人で木曾山の管理、御用材の伐り出しを差配しなければならなくなった日下部は、この頃から、木曾材木方役所詰めの部下に改めて質問することが憚られるような内容について、御山守武久を頼り、下問を繰り返すようになります。

下問の内容としては、たとえば植林用の苗畑の除草に関するものがあります。日下部は武久へ内々に書状を送り、①雑草は、たとえ根から刈り払っても毎年除草しなければならぬのか、②雑草は焼き払ってしまえば、以後は生えてくることはなにか、と下問しています。苗畑に限らず、農作業では初歩ともいえる内容ですが、武久は丁寧な返答書を送り、①根から刈り払っても雑草は毎年生えてくる、②雑草を焼き払うのは逆効果で、雑草の生い立ちが良くなってしまふ、と述べています。

また加子母村における御用材の伐り出しを請け負った者から、伐採場所を増やしてほしいと出願されたときにも、日下部は、許可しては御停止木の保護に支障が

出るのではないかと不安を抱き、その感想を武久に示して意見を求めています。これに対し武久は、伐り出しの際には、我々御山守が御停止木の保護に支障が出ないよう監督・指導していることを伝えて安心するよう促し、場所を区切って伐採を許可してはどうかと提案しています。

日下部は二〇年以上もの長い間、木曾材木奉行の職にありましたが、それは右のような武久とのやりとりや、それに裏打ちされた経験・知識の蓄積があつてこそ可能であつたと思われれます。

【倉林藤右衛門】

倉林は明和三年（一七六六）正月二七日から安永四年（一七七五）七月四日まで、木曾材木奉行を勤めました。倉林は、すでにベテランとなつていた日下部とともに武久に指示を出し、三ヶ村におけるスギ苗・ヒノキの育成テストや、信州本木曾・濃州裏木曾間におけるヒノキやナラの種子の交換、御巢山の伐採跡地におけるヒノキ類の苗木の植え付けなどを推進したことが知られています。

木曾材木奉行の御山見分への対応

木曾材木奉行は、ふだんは名古屋の木曾材木方役所に常駐していましたが、折に

(54)

明和五年「御山方御用并諸事日記」(内木家文書B五九―五―一〇)、明和九年「御山方御用并諸事日記」(林一―三―七)。

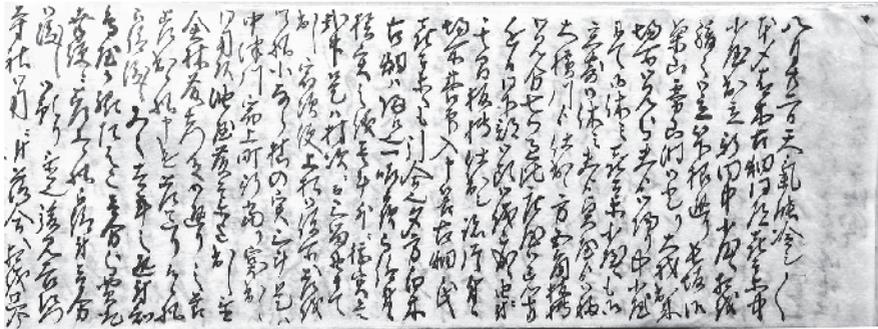


図10 倉林藤右衛門による御山見分の記録
(明和5年「(御山方御用并諸事日記)」より部分、内木哲朗家所蔵)

ふれて廻村し、御山(御留山や御巢山)の見分に出掛けました。木曽材木奉行による御山見分への対応も、御山守の仕事の一環です。ここでは、武久の記した日記から、明和五年(一七六八)、同九年を例にとり、見分への対応の様子をみてみましょう。

【明和五年、倉林藤右衛門・日下部兵次郎の見分】

八月二〇日 武久、川上村のはずれで倉林を出迎える(本メ手代荒井浅右衛門らが倉林に同行)。倉林一行、庄屋宅にて休息をとり、宿泊場所の新田中小屋へ移動。武久、夜に新田中小屋で倉林と面会、「緩々居申候而帰ル」。

八月二二日 雨天のため見分は延期。武久、新田中小屋で倉林と面会。倉林、武久に対し、ナラとヒノキの種子を集めるよう命じる。武久、日下部自筆の書状を受け取る(内容は先年蒔き付けたヒノキ種子の生育状況を尋ねるもの)。

八月二二日 武久、倉林一行と川上村長坂御巢山を訪れ、大材の伐り出し現場などを見分。武久、倉林へマツの種子を差し出し、喜ばれる。

八月二三日 倉林一行、無事しゆつたつに出立たいけいたいけい(日記に「大慶たいけい」とある)。武久、「此間このかん之勤勞きんろうニ而余てあまり草臥くたびれ」、一日休息をとる。

九月三日 武久、川上村のはずれで日下部を出迎える。日下部一行、庄屋宅にて休息をとる。武久、庄屋宅にて日下部と面会、「緩々ゆるゆる御目おめニ懸かル」。八月二一日受領の書状について、ヒノキは残らず生育しなかつた旨を返答する。日下部一行、長坂御巢山を訪れ、大材の伐り出し現場などを見分後、出立。

【明和九年、倉林藤右衛門の見分】

一〇月二三日 武久、庄屋宅にて倉林と面会、「緩々ゆるゆる御目おめニ懸かル」、加子母村字二渡ふたわたりの橋木はしき願ねがいを差し出す。

一〇月二四日 倉林一行、付知村樅木沢御巢山の「村方むらかた願場所ねがばしよ」などを見分。

一〇月二五日 倉林、尾白山にある立枯れのヒノキ一本を字二渡りの橋木として与える旨、武久に伝える。倉林一行、加子母村ケ平御巢山などを見分。

武久、庄屋宅にて倉林と面会、「三浦山発端之次第みつうれやまほつたんのしだい」「最初申達之写さいししやうしだつしのうつし」の留帳とめちやう二冊を見せる。

一〇月二六日 倉林一行、出立(日記に「御頭御機嫌能御立被成、首尾能相勤大慶おかしらごきげんよくあたなされしゆびよくあつめたいけい」)

(55)
御改木口印については、前掲註(30)芳賀ブックレット、一八、一九、二九、三一、三六、四四頁、前掲註(51)太田論文、一七頁を参照。

〈^{たいけい}とある〉。

このように木曽材木奉行は、御山守らの案内で、御用材の伐り出し現場や、村方から利用の出願があつた場所などを見分しました。またこの見分は、御山守にとつて、木曽材木奉行から直接指示を受けたり、あるいは木曽材木奉行に対して報告・出願したりすることができる、貴重な機会でもありました。後述するように、歴代の御山守は、こうした見分の機会を捉えて、正式に書面を出願することが憚^{はば}られるようなことを内々に願ひ出ています。右に示したように、明和九年一〇月二五日、武久が倉林へ二冊の留帳を見せているのも、三浦・三ヶ村御山守の由緒をアピールする意図があつたのかもしれない。

(3) 御改木口印入と山手代・御山守

御改木口印入とは

尾張藩では、御用材の伐り出しの際に「御改木口印^{おあらためこぐちいん}」と呼ばれる木口印が打刻^{うちうてつ}されました。⁽⁵⁵⁾木口印はハンマー状の道具で、鑄鉄^{ちゆうてつ}の刻印面^{こくいんめん}に文字が刻まれており、これを樹木の表面に叩き付けるようにして印章^{だんごく}を打刻する道具です。こうした木口印を打刻することを「木口印入^{こぐちいんいれ}」といいます。

御改木口印は、目的や打刻するタイミングによって、さらに根木口印・株木口印・跡木口印の三つに分類できます。

御用材の伐り出しに先立ち、伐採すべき樹木などを選定する作業を、「木種見分」と呼びます。この木種見分で、選んだ樹木の根元に打刻されたのが根木口印です。御用材の伐り出しを行う柚頭は、根木口印のある樹木のみを伐採する決まりになっていました。

伐り出しの際、尾張藩領では、根元から上の部分を三〜六尺(約九〇〜一八〇センチメートル)ほど残して伐採することが一般的でした。この残りの部分を「株木」といいます。伐り出しが終わったら、根木口印の有無を確認しながら、株木の切断面に株木口印を打刻します。こうすることで、根木口印のある株木は正当に伐採されたもので、根木口印のない株木は盗伐の可能性がある不審なものということがわかるしくみです。

株木からさらに小材を生産した残りの部分を、この地域では「末木」といいます。柚や日用が下山した後、最終確認のため、根木口印・株木口印の有無を確認しながら、株木・末木の切断面に打刻したものが跡木口印でした。なお経費削減・時間短縮のためか、跡木口印入を、株木口印入と兼ねる場合があります。

御改木口印入の厳格化

御改木口印入は、宝暦年間（二七五―六四）まで、山手代が一手に担当していました。山手代が御改木口印入に用いた木口印の刻印面は長方形だったようで、文書には「短冊」木口印という名称で登場します。

ところが、宝暦五年ころから、①山手代による御改木口印入の不正疑惑、②山手代による伐採用樹木の選定ミスが相次いで生じ、結果的に同七年―九年には、御改木口印入に御山守が立ち会い、山手代が打刻する「短冊」木口印のとなり「三改」木口印を打刻することになりました。後者について補足すると、御改木口印入のなかでも根木口印入は、枯損木などの伐採すべき樹木と、残すべき樹木を選択するという意味で、「良木」の温存という観点から特に重要でした。しかし、濃州三ヶ村の御山に詳しくない信州本木曾の山手代にとって、枯損木をスムーズに選定することは難しかったようです。こうして武久は、御山守の仕事として新たに御改木口印入に関与することになり、三ヶ村山の森林管理の主導権を掌握していったのです。

ところが、宝暦一一年になると、川上村の巢乗・長坂御巢山、三浦山、加子母村の西股入大平・熊洞御巢山で「隠し木」の存在が相次いで発覚します。隠し木とは、盗伐した樹木を文字どおり隠して保存しておく行為で、これらの山々では、同

(56) 金銭を徴収する刑罰。

(57) 叱責する刑罰。

(58) 過失を指す。

八年から一〇年にかけて御用材が伐り出されました。どうやら、山手代が御改木口印入を一手に担当していた時代には、彼らの目こぼしによって、御用材の伐り出しを請け負った者が、慣行として小規模な隠し木を繰り返していたようなのです。しかし、ここに来て御山守が御改木口印入に全面的に介入するようになった結果、これまでの隠し木があぶり出されていきました。吟味の結果、一三年一月には、首謀者が過料^{かりよう}、担当山手代が過料や叱込^{しかりこみ}の処分となり、御山守・同見習も不念^{ぶねん}を仰せ付けられ、過失の責任を問われることになりました。

こうした隠し木の発覚を受け、木曾材木方は、根木口印入の一層の嚴格化をはかり、同一一年五月には、これを勘定方立合手代^{かんじょうかたたちあいでだい}一名、木曾材木方手代一名、山手代一名、御山守の四名により実施する体制へと改めました。さらに跡木口印入も、同一三年七月までに同様の四名体制に変更されました。

4 手代格への昇進運動と近親者の山手代就任

(1) 武久による手代格への昇進運動

御山守の身分

先に述べたとおり、内木家一〇代当主の武益は、享保一五年(一七三〇)五月に三浦・三ヶ村御山守に就任しました。しかし、その待遇や職務が確定し、本人へ正式に通達されたのは、それから二年後の享保一七年八月のことでした。⁽⁵⁹⁾

(59)

御山守の成立と格式については、前掲註(3)太田論文、六―一頁を参照。

この通達では、俸給などとともに、御山守の身分に関することも定められました。これによると、武益には、武士に許された名字帯刀の特権(名字を公的に名乗り、太刀を帯びること)が認められたことがわかります。現在、内木家に伝わる掛軸には、「三浦山最初見分相越し候彦七の姿」として、腰に太刀を差した武益が、人夫たちと一緒に描かれています(表紙参照)。

ところが武益には、士分であることを示す「手代格」という格式は与えられませんでした。つまり内木家は、身分的には、武士でもなく百姓でもない、曖昧な状態に据え置かれたのです。この決定に際しては、前述のとおり、同じ尾張藩

(60)
前掲註(22) 太田ブツクレツ
ト、一三三〜二五頁。

の御山守で、七宗山を管理した多々羅次郎右衛門家の例が参照されました。多々羅家には手代格が与えられており、当初は内木家にも同様の格式を与える案がありましたが、それは見送られました。この確かな理由はわかりませんが、七宗山は藩主の御宝山として特別視されており、これと格差を付ける意味から、内木家には手代格が与えられなかったのかもしれませんが。いずれにしても、内木家にとっては不満が残る結果になったといえるでしょう。

こうして曖昧な身分に据え置かれた内木家では、以後、自分の家が「村方」に所属する百姓家とは異なり、藩の「役人」を勤めていることを、ことさらに意識する傾向がみとれます。⁽⁶⁰⁾ その一方で、以後の内木家当主は、折にふれて木曾材木方へ「格式伺」「格式願」を提出し、手代格を得ることに腐心しました。

武久による格式願

宝暦四年(二七五四)、内木家一代当主の武久は、武益の死後、その跡を継いで御山守に就任しました。父である武益のもと、御山守見習として研鑽を積んでいた武久は、無事に御山守という役職を継承できたことに安堵しつつも、自身の曖昧な身分に不満を募らせていたのでしょう。武久は手代格を得るべく、同九年から明和三年にかけて、木曾材木方への働きかけを強めていきました(表6)。

4 手代格への昇進運動と近親者の山手代就任

表6 武久による昇進運動

宝暦9年(1759)冬	武久が自身の格式を手代並と心得ており、そのような認識で問題ないかどうかを木曽材木奉行に確認してもらいたいと、上松の木曽材木方役所の役人へ願ひ出る。
宝暦10年(1760)10月29日	上松の木曽材木方役所の安田喜右衛門が、なかなか確認する機会がないので、書面をもって格式を伺い出るよう武久へ勧める。あわせて、格式伺を自分たち宛てに送ってもらえれば、名古屋の木曽材木方役所に出勤した折、木曽材木奉行に取り次ぐ旨を提案する。
宝暦10年(1760)11月1日	武久が安田の便宜に感謝を述べつつも、眼病を理由に書面による格式伺を辞退する。
明和元年(1764)9月	武久が木曽材木奉行へ格式願を提出する。
明和2年(1765)2月26日	木曽材木方の内詰手代浅井喜八らが武久へ、格式願に関わって御勤書(武益・武久のこれまでの勤めぶりを記したものの)の提出を求める。
明和2年(1765)2月29日	武久が浅井らへ御勤書を送付する。
明和2年(1765)4月5日	内詰手代浅井らが武久へ、木曽材木奉行寄田清太夫の手配により手代並の格式が与えられる見通しが伝えられる(武久は4月20日の日記に「大慶々々」と記す)。
明和3年(1766)9月10日	武久が、三浦山などの御山見分のため加子母村の《升屋》(柚頭利左衛門宅と考えられる)に滞在中の木曽材木奉行倉林藤右衛門へ、明和元年9月に提出した格式願の写を提出する。
明和3年(1766)9月11日	武久が、倉林に随伴して《升屋》に滞在中の浅井へ御勤書を提出する。

宝暦10年「辰年中御用状留」(林388〈第3冊〉)、明和2年「御用諸事留書」(林414〈第1冊〉)、明和2年「御山方御用并諸事日記」(林1138)4月20日条、明和3年「戌年中御用状留書」(内木家文書B58-20-9)より作成。

宝暦一〇年一月一日、武久は、上松の木曽材木方役所に詰めている安田喜右衛門へ書状を送り、

「去冬御願申上置候、私格式之儀、御仲満様方並ニ相心得候、弥右之通相心得可申哉、御頭様方へ御伺被下候様ニと御願申上候」と述べています。武久は自身の格式を「御仲満様方並」つまり「手代並」と心得ており、そのような認識で間違いないかどうかを木曽材木奉行に確認してもらいたいと、宝暦九年の冬に願ひ出たことがわかります。これに対して安田は、木曽材木奉行に問い合わせをする機会がなかなか持てないので、書面をもって格式を伺い出ではどうかと勧めています。この提案を受けた武久は、安田の便宜に感謝を述べつつも、眼病を理由に書面による格式伺をひとまず辞退しています。

その後も武久と木曽材木方とのやりとりは続きませんが、とくに注目されるのは、明和元年(一七六四)

九月に提出された願書です。このなかで武久は、「他国他領御境目際御山本ニ罷
ありせうろうわたくしぎ。ござ。そくぞ。え。ば。なにとぞかくしおおせつけられくだしおかれせうろうようねがいたてまつりたぞんじたてまつり
在候。私儀ニ御座候得ハ、何卒格式被仰付被下置候様奉願度奉存
せうろう
候」と述べ、国境に位置するという理由から、手代格を与えてほしいと願ひ出
います。

こうした武久の昇進運動は、一度、成功したかにみえました。翌二年四月には、
木曾材木方内詰手代の浅井喜八・大嶋仙右衛門から武久のもとへ書状が届き、木曾
材木奉行寄田清太夫の手配により「手代並之格式ハ相済可申儀ニ相見へ」と、手
代格が与えられる見通しであることが伝えられたのです。ところが、浅井らの見通
しは実現しませんでした。武久は同三年九月、三浦山の見分で加子母村を訪れてい
た木曾材木奉行の倉林藤右衛門に対し、改めて明和元年九月付の願書の写を差し
出していますが、結局、武久の代では手代格を得ることはできませんでした。

(2) 今井勘兵衛の山手代就任

国境確定と小郷の勘兵衛

明和三年（一七六六）、武久は今井勘兵衛という人物を、木曾材木方の山手代に推
挙しています。この今井勘兵衛は、加子母村小郷の者で、初代御山守となる内木武
益が享保一三年（一七二八）に飛騨・信濃両国の国境を確定した際に協力した小郷の

(61)

国境確定の経緯については、前掲註(3)太田論文、六～九頁を参照。

(62)

前掲註(22)太田ブックレット、二二頁。

勘兵衛の孫にあたります⁽⁶¹⁾。なお今井家は、武久の妻の実家ではないかと推測されています⁽⁶²⁾。

市川甚左衛門^{いちかわしんざえもん}が、享保一〇年から三浦山国境における盗伐問題の解決に本格的に乗り出したことは前述したとおりですが、同一三年になると、藩は盗伐を取り締まる前提として国境の確定を目指し、実際の作業を武益に命じました。

藩命を受けた武益は、息子の武久、付知村・川上村の代表、そして加子母村小郷の村人たちを引き連れ、国境の画定作業に着手しました。小郷の村人たちは、熊打^{くまうち}などの狩猟のため、三浦山に登ることが多く、山道や地形を熟知していたのです。勘兵衛も、そのような者の一人でした。

武益や勘兵衛たちは、まず尾根筋^{おねすじ}を下っていく雨水の流れをよく観察し、国境となる分水嶺^{ぶんすいれい}を見定めました。次に分水嶺となる尾根筋の部分の土を少し掘って、国境の線を明確にしました。その上で、国境の線の両側にある樹木や雑草を幅五尺(約一・五メートル)にわたって伐り払い、国境の線が樹木や草で隠れてしまうのを防ぎました。こうした一連の作業を「御境^{おさかい}伐明^{きりあ}け」と呼びます。

雪中見廻りと勘兵衛

享保一五年(一七三〇)、武益は御山守に就任しますが、御山守のもっとも重要な

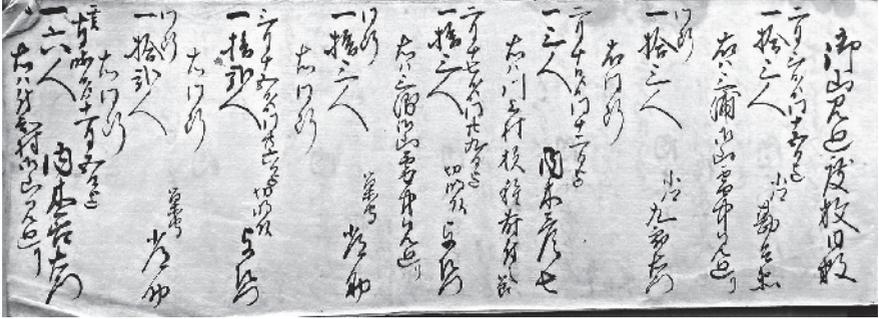


図11 御山見廻りの記録

(明和5年「(御山方御用并諸事日記)」より部分、内木哲朗家所蔵)
 担当者として勘兵衛の名前があげられている。

仕事は、こうした「御境伐明ケ」による国境管理と三浦山の御山見廻りでした。これらは、毎年三月から一〇月上旬にかけて実施されました。一回の登山期間は一五日ほどです。

なお御山見廻りには、①御山守および見習がみずから実施するかたちのものと、②御山守の代理が雪の中を登山し、国境などを確認するものの二種類がありました。このうち②の方は、特別に「雪中見廻り」と呼ばれています。この雪中見廻りで御山守の代理を勤めたのは小郷の村人たちでした。

小郷の勘兵衛も、当初は、御山見廻りを担当していましたが、しばらくすると担当から外され、以後は「切明頭」^{きりあけがしら}与左衛門^{よざえもん}らが雪中見廻りを担当することになりました。この切明頭は、勘兵衛と同様に享保年間(二七一六〜三〇)の国境画定作業に協力した由緒^{ゆいしよ}をもちます。宝暦七年正月、勘兵衛は二代目御山守武久へ願書を差し出し、右の経緯を説明するとともに、再度、御山見廻りを担当できるよう執り成し^とを依頼^なしています。⁶³

これによると、小郷の勘兵衛と九郎右衛門^{くろうゑもん}は、享保一三年から元文二年(一七三七)までの一〇年間、雑用金^{ざつようきん}を下されて、御山見廻りを担当し

(63) 宝暦七年「丑年中御用状留」(林三八八(第一冊))。

(64) 前掲宝暦七年「丑年中御用状留」。

(65) 宝暦一〇年「辰年中御用状留」(林三八八(第三冊))。

(66) 宝暦八年「三浦井三ヶ村御山御用留」(内木家文書B六一—一一二)。

ていました。しかし、市川甚左衛門が上松奉行にあつたとき、その担当から外されたといえます。勘兵衛は、再度、御山見廻りを申し付けてもらえるよう、宝暦四年に木曾材木方の馬場七郎右衛門・橋本源左衛門へ願書を提出しましたが認められませんでした。そこで、嫡男助八(宝暦六年三月死去)の子である又市(二十九歳)と、故九郎右衛門の嫡男儀兵衛が御山見廻りを担当できるよう武久に執り成しを依頼したのです。

この依頼を受けた武久は、三月までに、木曾材木奉行の寺町兵左衛門と数度にわたって書状をやりとりし、当時、御山見廻りを担当していた三人に又市・儀兵衛の二人を加えた五人が、毎年二人ずつ交代で御山見廻りを勤める許可を引き出しました。⁽⁶⁴⁾ ちなみに宝暦一〇年一二月の書状には、「雪中見廻之者共不残印形仕」として、切明頭の佐左衛門・与左衛門、巢守の万助とともに、小郷の勘兵衛・儀兵衛が署名・押印していることが確認できます。⁽⁶⁵⁾ なお宝暦八年正月一六日には、又市が祖父の名を継いで勘兵衛と改名しているので、右で署名している勘兵衛は、この又市ということになります。

武久、勘兵衛を山手代に推挙する

明和三年(一七六六)二月八日、武久は木曾材木方の安田喜右衛門・樋口又右衛

門に宛てて、次のような願書を送付しています。

奉願上 候口上之覚

小郷勘兵衛儀、身体困窮 仕、及大借候ニ付、従先祖扣来り候田地も右借金方江差預ケ置、独身ニ而当時渡世難儀 仕 罷在候、尤拾ケ年以前丑年今御願申上、三浦御山雪中見廻相勤来り申候、(中略)右亡祖父勘兵衛儀、三浦御山之儀ニ付出精 仕、御永々之御為をも 仕、其上数年右御境切除等、旁骨折候儀ニ御座候間、何卒御勘考被成下、右勘兵衛儀、山手代役ニ被仰付被下候様奉願上候、御蔭を以相続為仕度、右之通御願申上候間、御憐愍被成下、願之通被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

戊十二月

内木彦七

(67)
明和三年「戌年中御用状留書」(内木家文書B五八—二〇—一九)。

これによると、勘兵衛は経済的に困窮して多額の借金があり、先祖代々受け継いできた田地も質に入れている状況でした。宝暦七年(一七五七)には、三浦山の雪中見廻りを勤めることが認められましたが、状況は好転しなかったようです。そこで武久は、勘兵衛の祖父が、享保年間(一七一六—一七三六)における三浦山の国境確定作業で武益に協力し、その後も「御境伐明ケ」などに尽力した由緒をとりあげて、勘兵衛を木曾材木方の山手代に命じてほしいと願い出たのです。

(68) 明和四年「亥年中御用状留書」〔林三八八（第七冊）〕。

(69) 前掲明和五年「〔御山方御用并諸事日記〕」六月二三日条。

(70) 明和五年「子年中御用状留書」〔林三八八（第八冊）〕。

(71) 前掲明和五年「〔御山方御用并諸事日記〕」七月一二日、九月一六日、一〇月一二日条。

なお、この願書に添えて、武久が安田・樋口に送った書状をみると、「当秋御頭様、三ヶ村御山御見分被遊候節、右之段一寸と口上二而御願申上置候儀二御座候」とあり、秋に木曾材木奉行が御山見分のため三ヶ村を訪れた際、勘兵衛を山手代に命じてほしいと内々に願っていたことが知られます。

明和三年一二月一七日には、早速、安田・樋口から返信があり、今は山手代の席に空きはないが、いずれ空きが出れば勘兵衛を山手代に命じる旨が伝えられました。⁽⁶⁸⁾

同五年六月二三日、武久は日記に「勘兵衛儀、昨日川上へ相越、今日上松へ罷出申筈之由、右ハ兼而相願置候、山手代役ニ被仰付候旨」と記しており、⁽⁶⁹⁾ 勘兵衛が山手代に任じられることが確定し、二二日に上松の木曾材木方役所に向けて出発したことがわかります。ちなみに六月二九日、木曾材木方山手代の青木惣藏・千村儀左衛門は武久に書状を送り、「今般、今并勘兵衛殿、私共仲満増人被召出、(中略)目出度奉存候」と、勘兵衛が山手代(山手代増人(増人山手代とも))に命じられたことを受け、祝辞を贈っています。⁽⁷⁰⁾

勘兵衛は、二四日に木曾材木方役所に到着すると、早速、山手代として信州荻曾の笹川山へと派遣され、御改木口印入や御用材の伐り出しの監督などを担当しました。⁽⁷¹⁾ この間、勘兵衛は折にふれて武久に書状を送り、仕事の進み具合を伝えてい

(72) 前掲明和五年「(御山方御用并諸事日記)」十一月十九日条。

(73) 前掲明和五年「(御山方御用并諸事日記)」十一月二三日、二四日条。

(74) 明和六年「御山方御用并諸事日記」(内木家文書B五九—九—八)九月二〇日条。

(75) 前掲明和六年「御山方御用并諸事日記」。

(76) 天明七年「(御用状留)」(内木家文書B六四—一—一六)。

ます。そして十一月一九日に帰村すると、勘兵衛はすぐに武久のもとを訪ね、「首尾能一山相勤、一先ツ暇願、休足二来候」と、首尾良く初仕事を終えて休暇をもらったことを報告しています。⁽⁷²⁾

その後、勘兵衛は、木曾材木方本⁽⁷³⁾手代から指示を受け、十一月には川上山での御用材伐り出しに立ち会っています。翌六年九月には、信州王滝村の立間ヶ沢で御改木口印⁽⁷⁴⁾を打刻する仕事を勤めています。なお勘兵衛は、宝暦年間(一七五—六四)から三浦山の雪中見廻りを担当していましたが、山手代就任後は雪中見廻りを担当していません。⁽⁷⁵⁾

勘兵衛、御山守の仕事を分担する

天明七年(一七八七)二月一四日、「増人山手代⁽⁷⁶⁾」の今井勘兵衛は名古屋に呼び出され、木曾材木奉行より、濃州三ヶ村山の①「松類・雑木等苗植付方」と、②「松類背伐御見廻り改⁽⁷⁶⁾」を担当するよう仰せ付けられました。

①について、当時、三ヶ村山ではヒノキなどの植林が進められており、三代目御山守武信は、その植林指導を担当していました。ところが「御山内手広ク」との理由から、今回、勘兵衛にも「植付方⁽⁷⁶⁾」を命じることとし、三人で「手分⁽⁷⁶⁾」をして植林指導を進めるよう指示したのです。②の「背⁽⁷⁶⁾」は、御停止木の盗伐・皮剥行為

(77) 前掲天明七年「(御用状留)」。
 (78) 前掲天明七年「(御用状留)」。このほかに「三浦山」木口印があった。



御山守
内木 武信



御山守見習
内木 武昭



山手代
今井 勤兵衛

図12 木口印の使い分け
 (天明7年「(御用状留)」より作成、内木哲朗家所蔵)

を指します。この「背」の摘発は、御山守の基本的な仕事のひとつでしたが、御山守が三浦山の御山見廻りやそのほかの御用で出張している間は、勤兵衛にも「背」の摘発を担当させることにしたのです。なお①②は、いずれも御山守の指示を受けて勤めるよう定められました。

ただし、「若三ヶ村御山ニ而御伐出有之節ハ、是迄之通諸事山手代之御用可相勤候」とあり、もし三ヶ村山で御用材の伐り出しが計画された場合には、これまでどおり山手代として職務を遂行することになっていました。そして「尤身分、是迄之通山手代之事ニ候得ハ、彦七と同様ニ被心得候而ハ不可然候」と述べ、いくら御山守の仕事の一部を任せるとはいえ、身分はあくまで山手代のままに据え置くので、御山守同様に心得てはならないと注意を促しています。

右の決定は、勤兵衛が村に持ち帰った書状により、武信に通達されました。⁽⁷⁷⁾ そのなかで本メ手代の松田田平次らは、②にあたって、武信に預けている木口印の一本を勤兵衛へ譲渡するよう指示しました。これを受けた武信は、二月二一日に松田らへ書状を送り、勤兵衛には「きそ」木口印を渡し、武信自らは「三改」木口印、見習である武昭は「御改」木口印を携行し、それぞれ使い分けることにしたと報告しています。⁽⁷⁸⁾

(79) 前掲天明七年「御用状留」。

(80) 前掲註(30)芳賀ブックレッツト、七六頁。

(81) 「末代重宝記」(内木家文書)。なお寛政七年三月からは、善太郎が老年の勘兵衛の代わりに、御山守の仕事の一部を担当することになった。寛政七年「卯年御用状留帳」(林三八八(第二五冊)(二三冊))。

(82) 寛政八年「辰年御用状留帳」(林三八八(第二五冊))。

実際に勘兵衛は、同年一〇月二日までに「大ぞり山」を見分した際、「樵壺本背ざわらいつぽんそせき伐株ざりかぶ」を発見し、木口印を打刻したうえで武信に報告しています。⁽⁷⁹⁾ また寛政元年(二七八九)三月二日・二三日には、付知村の樅木沢もみのきざわ・馬小屋御巢山うまごやおおすやまで実施されたヒノキ・スギ・クリの植林に立ち会っています。⁽⁸⁰⁾

このように勘兵衛は、山手代にして御山守の仕事の一部を任せられるという、特別な位置に立つことになりました。以後、勘兵衛は、木曾材木方の指示を受けながら山手代として御用材の伐り出しに関する仕事を担うとともに、御山守の指示を受けながら①②を分担し、武信の片腕として活躍したのです。

寛政八年四月一三日に勘兵衛が死去すると、息子の善太郎ぜんたろうは五月一五日に上松の木曾材木方役所に呼び出され、山手代に任じられました。⁽⁸¹⁾ なお山手代は、信州本木曾そ・濃州三ヶ村(うらきそ)(裏木曾)を問わず、あちらこちらの山へ出張しましたが、勘兵衛は老年であることに加え、病氣を患っていたため、晩年は木曾材木方の配慮により、濃州三ヶ村での御用のみを勤めていました。⁽⁸²⁾

(3) 内木家次三男の山手代就任と武濃の昇進

内木家次三男の山手代就任

年代は少し遡さかのぼりますが、天明年間(二七八一〜八九)以降、内木家では、次三男を

- (83) 前掲天明七年「(御用状留)」。
- (84) 前掲天明七年「(御用状留)」。
- (85) 前掲天明七年「(御用状留)」。
- (86) 寛政四年「子年御用留」(林四一四(第六冊))。
- (87) 寛政九年「巳年御用状留帳」(林三八八(第二七冊))。

山手代やまだてに就けるため、木曾材木方きそざいもくかたへの働きかけを強めていきます。

【武信次男利平の場合】

天明七年(一七八七)正月二二日、武信は木曾材木方の松田四平まつだえんべい次らに書状を送り、次男の利平りへい(理平)を山手代やまだてに任命してほしいと願ひ出ました。⁽⁸³⁾二月八日には、利平本人も願書を書き送っています。⁽⁸⁴⁾ちなみに長男の武昭は、御山守見習を勤めていました。

これに対し木曾材木方は、八月二五日、九月七日に書状を送り、武信の願ひを聞き入れつつも、当時は山手代の席に空きがなかったため、ひとまず「帳面」に名前を書き付けておき、いつか「山手代明キ跡」⁽⁸⁵⁾が生じた場合に利平を山手代に任じる旨を返答しました。⁽⁸⁶⁾

ところが寛政四年(一七九二)三月一八日、武信は松田らに書状を送り、「先達而せんだつて御苦勞掛置候ごくろうかきおきそうろうり利平儀、山手代願込之儀も、病氣ニ付当時願込之儀御断申上びやうき つきとうじねがいこみのぎ おこじわりもうしあが候」⁽⁸⁷⁾と述べ、病氣を理由に出願を取り下げています。⁽⁸⁸⁾その後、寛政九年の五月まで利平は死去しました。⁽⁸⁷⁾

(88)

寛政一〇年「午年御用状留帳」乾(林三八八〈第二九冊〉)。

(89)

寛政一二年「未年御用状留帳」(林三八八〈第三〇冊〉)、寛政一三年「酉年三ヶ村御用留」(内木家文書B六五—五一九)、前掲「末代重宝記」。

(90)

前掲「末代重宝記」。

(91)

文化七年「午年御用留帳」(林四一四〈第二二冊〉)。

(92)

文化九年「申年御用留」(内木家文書B六八—三一七)。

(93)

文化八年「未年御用留帳」(内木家文書B六八—一一五)。

【武昭次男源次の場合】

寛政一〇年十一月、御山守見習の武昭は、木曽材木方の三輪善太郎に書状を送り、次男の源次(源治・源次郎)を増人山手代に任命してほしいと願いました。翌一一年には武信が死去し、武昭は御山守に就任しましたが、その前後も折にふれて願書を差し出しています。その結果、享和三年(一八〇三)八月二〇日、源次は増人山手代に任じられました。この源次は、分家して《桑田屋》を名乗ることになりました。

山手代に就任した源次は、もっぱら濃州三ヶ村山での御用を担当したようです。

たとえば、文化七年(一八一〇)には、川上山における御用材の伐り出しの監督を命じられています。とくに同九年九月二八日、武昭が木曽材木方の加藤勇右衛門へ送った書状によると、「当時木曽表御用相省キ、三ヶ村内仕埋相勤候」とあり、当時、源次は信州本木曾での御用は免除され、濃州三ヶ村(裏木曾)での御用のみを勤めていました。

この背景には、加子母村の字渡合で新田開発が計画されたこと(渡合新開)があったとみられます。文化八年七月、勘定奉行から「渡合新開」が申し渡されると、御山守武昭と同見習武濃は、勘定所から「出役」を仰せ付けられました。武昭らは、開発に先立って渡合からヒノキや雑木を伐り出す作業の監督を主に担当したよう

4 手代格への昇進運動と近親者の山手代就任

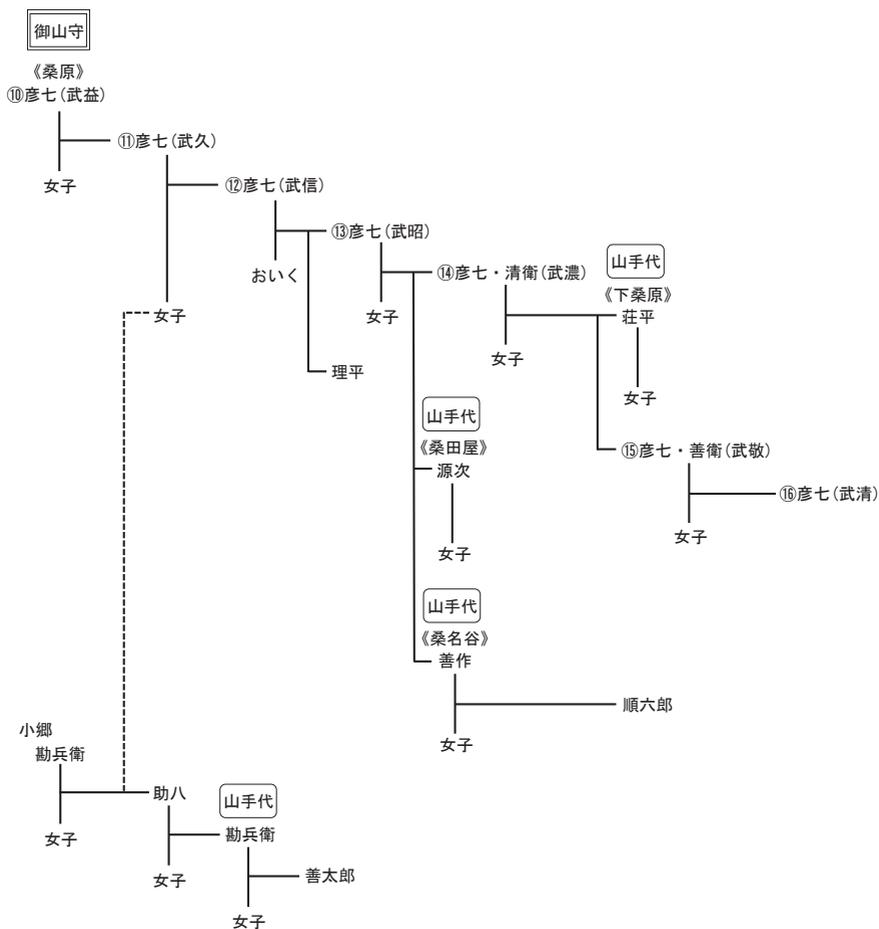


図 13 御山守内木彦七家の分家と小郷今井勘兵衛家

(杉村啓治編『加子母の歴史と伝承・続編』〔加子母村教育委員会、1997年〕、152頁を参考に作成。破線は推測。系図は便宜的に本巻の内容に関連する範囲に限定)

(94) 文化九年「申年加子母渡合新開御用留」(内木家文書B六八―三一―一六)。

(95) 前掲文化八年「未年御用留帳」、文化一二年「亥年御用留」(林四一四〈第一四冊〉)。

(96) 前掲文化一二年「亥年御用留」。

(97) 文化一五年「寅年御用留」(林四一四〈第二六冊〉)に「去ル亥年病死仕」とある。

(98) 前掲文化一五年「寅年御用留」。

(99) 前掲「恵那郡加子母村内木善衛所蔵三浦山三箇村山林旧記原簿写」。

す。⁽⁹⁴⁾このように武昭らが「渡合新開」の御用を命じられると、その分、御山守本来の仕事が行き届かないおそれがあります。このため源次は、山手代でありながら、御山守が「渡合新開」の御用を勤めている間は、三ヶ村の「御山内見廻方」を代行することになりました。⁽⁹⁵⁾それゆえ源次は三ヶ村を離れられず、山手代としての仕事も信州本木曾での御用については免除されたのです。

源次は文化一一年から病気を患うようになり、同一二年正月二四日、武昭は本曾材木方の松田円平次らへ、源次の暇願いを提出しています。⁽⁹⁶⁾文化一二年に源次は死去しました。⁽⁹⁷⁾

【武昭三男朝之丞(のちに善作)の場合】

武昭は、右の源次の暇願いと同時に、三男朝之丞(浅之丞、のちに善作に改名)を山手代に任命してほしいと訴えました。その後も折にふれて願書を提出し、文化一五年二月には、朝之丞自身が願書を作成しています。⁽⁹⁸⁾

文政七年(一八二四)、朝之丞改め善作は、増人山手代に任命されました。⁽⁹⁹⁾この善作は、のちに分家し、屋号を《桑名谷》^(くわなや)としました。

このように四代目御山守武昭の時代には、内木家の次三男が山手代に就任するよ

うになったのです。

武昭の昇進運動

武昭の時代には、手代格への昇進運動も再び盛り上がりを見せます。

享和二年（一八〇二）六月、武昭は木曾材木方へ願書を提出し、「七宗山御山守多々羅次郎右衛門儀者、最初手代格ニ被仰付候様及承申候」と、手代格を与

えられていた七宗山御山守の多々羅家を引き合いに出し、「御役所手代格」を与えてほしいと願いました。⁽¹⁰⁰⁾ この願書のなかで武昭は、「手広之御山内」を管理してい

るにもかかわらず、「御役所同心次座」の扱いに留まり、「手代格」は与えられていないため、「御境」問題について他領の者とやりとりをする際、「同心次ニ而者余程

差扣甚迷惑」と訴えています。武久の格式願にくらべると、その理由がより明確に示されており、三浦山の国境管理を遂行するうえで手代格は不可欠であるとい

う視点が前面に押し出されています。

その後、武昭は、木曾材木奉行の鈴木定八郎が濃州三ヶ村山を見分に訪れた機会を捉え、内々に願い出るなど、折にふれて格式の上昇を訴えましたが、願いは叶いませんでした。

(100) 享和二年「戊年三ヶ村御用留帳」(林四一四(第七冊))。

(101) 前掲享和二年「戊年三ヶ村御用留帳」。

武濃の手代格への昇進

五代目御山守武濃（通称を清衛ともいう）は、歴代当主の念願であった手代格への昇進を果たします。ここでは武濃の履歴を紹介しながら、その背景を考えてみましょう。

年代は三代目御山守武信の在任中にまで遡ります。寛政七年（一七九五）九月、武信は病気を患い、同見習の武昭だけでは仕事がまわらなくなっていました。そこで、武信の孫であり、武昭の嫡男である武濃が、祖父の「代勤仕埋」を命じられたのです。

同一一年に武信が死去し、武昭が御山守に就任すると、武濃は同見習として仕事に臨むようになりました。そして文政二年（一八一九）正月に武昭が死去すると、武濃は御山守に任じられました。嫡男がまだ若齢であったからか、しばらくは見習が不在でしたが、文政八年四月になると、長男の壮平（のちに莊平に改名）が御山守見習になりました。同一二年一二月、壮平は眼病を理由に見習を退任しますが、翌一三年七月には、次男武敬が代わりに見習に就任しています。

内木家に伝わる由緒書によれば、武濃は御山守の任にあつたとき、大きい仕事を三回経験しています。

一つ目は、文政一〇年における名古屋城の新御殿建設への対応です。この新御殿

(102)
前掲「調宝記」。

(103)
前掲「調宝記」。

(104)
明治三年「三浦三ヶ村由緒
勤書」内木家文書B一七一
二五。

は、尾張藩一〇代藩主であった徳川齊朝の隠居にともない、御深井丸に建てられたものです。この建設用の御用材は、付知村の小屋ケ尾・馬小屋御巢山から伐り出されました。

(106) 二つ目は、天保九年(二八三八)に焼失した江戸城西丸御殿の再建への対応です。

この西丸再建のための御用材の一部は、加子母村の「出之小路」に求められました。「御普請御用」を仰せ付けられた勘定吟味役の川路三左衛門(聖護)は、みずから現場に入り、伐り出しを巡視・督励しました。この「出之小路」からの御用材伐り出しにあたっては、尾張藩側の勘定奉行や、木曾材木奉行以下木曾材木方の役人数十人も現地に詰めました。(106)

三つ目は、天保一五年に焼失した江戸城本丸御殿の再建への対応です。この本丸再建のための御用材は、付知村・川上村の山々から調達されました。

武濃の次男として、そして御山守見習として、その様子を実際に見聞きしていた武敬は、明治三年(一八七〇)八月に作成した由緒書のなかで「格別之御用筋相勲、御宝山守護之功分相顕し、大慶奉存候」と記し、先祖代々、三ヶ村山を守り育ててきた功績が認められたと自負しています。(106)

この間、天保二年六月には、武濃が願書を作成し、「御役所目代手代衆次座格式」を与えてほしいと願いました。(107) これまでの格式願とは表現が異なりますが、

(105) 西丸再建用材の確保については、所三男「江戸城西丸の再建と用材」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四八年度、一九七四年)二一―一頁、杉村啓治「江戸城西丸再建と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第四篇、清文堂出版、二〇〇九年)一〇七―一二二頁を参照。

(106) 前掲明治三年「三浦三ヶ村由緒勲書」。

(107) 文政一〇年(天保五年)「御用留帳」(林四一四(第一八冊))。

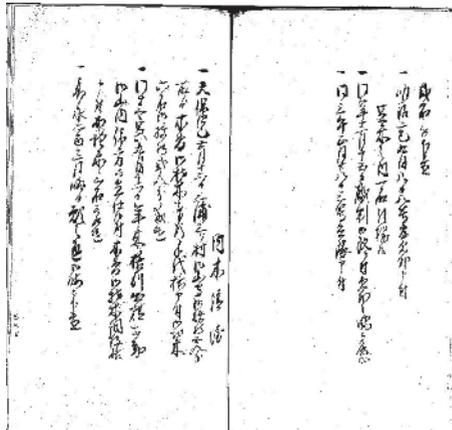


図14 「藩士名寄」より内木清衛の記載
(第23冊、徳川林政史研究所蔵)

(108)
前掲「調宝記」。

(109)
前掲明治三年「三浦三ヶ村
由緒勤書」。

実質的には「手代格」への昇進を訴えたものでしょう(前掲表5参照)。この格式願のなかで武濃は、寛政七年に祖父武信の「代勤仕埋」を仰せ付かつてから、「都合三十拾六年御山御奉公」を勤めてきたとしています。そして、「是迄数代と無中絶」御

山守に任じられてきたものの、これまで格式は与えられなかった点を強調しています。長年の勤務実績、とくに文政一〇年における名古屋城の新御殿建設への対応が、高く評価されたのでしよう。天保四年五月、武濃は切米六石扶持二人分を支給され、「木曾御材木奉行手代格」が与えられました。

さらに同一一三年九月には、「御山内御締方出精取計候旨」が認められ、三石を加増されて「木曾御材木調役格」が与えられています。同九年に焼失した江戸城西丸御殿の再建への対応も考慮されたものと推測されます。

ただし、前掲の「藩士名寄」をみると、三浦・三ヶ村御山守を勤めた内木家当主のうち、登場するのは内木武濃(清衛)だけです。したがって、この「木曾御材木奉行手代格」「木曾御材木調役格」は、武濃一代限りに与えられたものといえます。しかし、たとえ一代限りではあっても、手代格の獲得は歴代当主の悲願であったといえるでしょう。武濃の手代格への昇進は、

(110) 前掲「調宝記」。

(111) 前掲「恵那郡加子母村内木善衛所蔵三浦山三箇村山林旧記原簿写」。

(112) 前掲「調宝記」。

武濃自身の功績はもちろんのこと、歴代当主たちの御山守としての実績の積み重ねと、粘り強い昇進運動が実を結んだ結果と考えられます。

近親者の山手代就任の意義

嘉永二年（一八四九）一月、武濃が死去しました。ただし内木家が武濃の死去を藩へ正式に届け出たのは、翌三年二月のことでした。この間、内木家は、武濃の退任と嫡男武敬の御山守就任を木曾材木方に願い出て、嘉永二年一二月に許可を得ています。⁽¹¹⁰⁾

その二年後の嘉永四年、かつて眼病を理由に御山守見習を退任した壮平改め莊平が、山手代に就任します。⁽¹¹¹⁾ ちなみに莊平は、六代目御山守武敬の兄にあたり、分家して屋号を《下桑原》⁽¹¹²⁾としました。

ところが、武濃のときと同様、嘉永七年（一八五四）閏七月に武清が御山守見習に就任する⁽¹¹²⁾まで、しばらくは見習不在が続きました。そこで嘉永五年閏二月、木曾材木奉行は武敬に書状を送り、「三浦・三ヶ村之儀者広太之御山内ニ御座候処、當時御山守老人ニ而無中絶見廻り方不行届、就中夏向ハ三浦山御境御修復等専打懸り、隨而三ヶ村御山内見廻方難行届候、而不締之筋も及出来、心配罷あり申候」と伝えています。御山守一人では御山見廻りが行き届かず、とくに夏は

(113)

嘉永七年「御用留」(内木家
文書B七一一六一四)。

三浦山の「御境伐明ケ」などで多忙となるため、取り締まりが徹底されず心配であるという内容です。そのうえで、加子母村住居の山手代である内木善作、同並内木順六郎・内木莊平の三人に対し、御用のないときは、御山守と申し合わせて三ヶ村の御山見廻りを担当するよう命じ、場合によっては木曾材木方の同心や信州本木曾の山手代を派遣すると伝えていきます⁽¹¹⁾。内木順六郎は善作の嫡男で、莊平同様、彼も山手代並に命じられていたことがわかります。なお注目されるのは、善作らに分担が命じられたのは、あくまで三ヶ村の御山見廻りであり、三浦山の国境管理は御山守の仕事として、改めて位置付けられている点です。

これまでに述べた、二代目御山守武久の妻の実家と推測される小郷今井家の勘兵衛、内木彦七家から分家した《桑田屋》・《桑名谷》・《下桑原》の例のように、明和年間(二七四〜七二)以降、御山守内木家は、近親者から木曾材木方の山手代を複数輩出することに成功しました。この背景には、それまでの御山の管理に裏打ちされた、御山守内木家に対する木曾材木方の信頼と、それに基づく内木家の発言力の強まりがあったものと思われます。こうした近親者の山手代就任は、御山守内木家に、御山の管理の実務、とくに濃州三ヶ村山でのそれに、さらに深く関与する機会を与えたといえるかもしれません。

一方で、山手代に就任した今井勘兵衛や内木源次《桑田屋》、善作・順六郎《桑

名谷》、莊平《下桑原》は、その時々々の状況を受け、木曾材木方から御山守の仕事の一部、とくに三ヶ村の御山見廻りの補助を命じられました。御山守の仕事は多岐にわたり、とくに二代目御山守武久の時代には、御改木口印入への立ち会いや植木の指導などが加わって、さらに多忙になりました。この時期には、内木家近親で加子母居住の山手代の家が、御山守内木家の仕事をバックアップする態勢がとられるようになったのです。

エピソード

本書では、まず由緒書を糸口に、御山守となる前の内木家の活躍、その出自や山林との関わりを描き出しました。内木家は、加子母村庄屋に加え小郷村庄屋としての肩書もち、村政を担う一方で、美濃・飛驒・信濃国境の見廻り御用を担っていました。宝永年間（二七〇四〜二二）、寛文の林政改革の一環として濃州三ヶ村における御巢山の取締強化が意図されると、内木家は御巢山取締御用を命じられました。そして享保年間（一七一六〜三六）には、三浦山の国境問題への対応を一任され、新設された三浦・三ヶ村御山守という役目を担うことになりました。

尾張藩で実施された、寛文・享保、二つの林政改革は、なにも三浦山・濃州三ヶ村山に限られたものではなく、当時藩が管轄していた尾張・美濃・信濃国などの山林全般を対象に実施されたものでした。この二つの林政改革で活躍したのが市川甚左衛門です。市川は、これらの林政改革を実行に移すため、現地に代々居住してきた旧家の者たちに肩書や格式を与えて配下に加え、御山の管理を最前線で担わせました。内木家の三浦・三ヶ村御山守就任も、こうした尾張藩林政の大局的な動きのなかで捉えることができます。

御山守は、その後、市川が木曾材木奉行に就任したことにより、木曾材木方の支配下に入ります。のちに市川は岐阜奉行へ転出しましたが、御山守の所管に変更はなく、ここにおいて御山守は、尾張藩の林政組織のなかに位置付けられることになりました。

御山守内木家は、木曾材木奉行および、その配下の木曾材木方に詰めた手代などの指示を受けながら、三浦山の国境管理や御山見廻りによる盗伐の摘発など、多岐にわたる仕事に従事しました。しかし内木家には藩士以上であることを示す「手代格」は与えられず、役人でありながら、身分的には、武士でもなく百姓でもないという曖昧な状態に据え置かれました。このことは、内木家のアイデンティティ形成に強く影響し、以後の当主は折にふれて格式願を提出し、手代格を得ることに腐心しました。そして五代目御山守武濃の時代には、一代限りではありましたが、念願の手代格を与えられました。歴代御山守が積み重ねた功績と、粘り強い昇進運動が実を結んだ結果といえるでしょう。

他方で内木家は、近親者を木曾材木方の山手代に就けるべく奔走しました。この結果、二代目御山守武久の妻の実家と推測される小郷今井家の勘兵衛、内木彦七家から分家した《桑田屋》・《桑名谷》・《下桑原》の例のように、明和年間（一七六四～七二）以降、御山守内木家は、近親者から山手代を複数輩出することに成功しました。

このことは、御山守内木家に、御山の管理の実務、とくに濃州三ヶ村山でのそれに、さらに深く関与する機会を与えたといえるかもしれません。また勘兵衛らは、木曾材木方の命を受け、山手代でありながら、御山守の仕事の一部、とくに三ヶ村の御山見廻りの補助を担うことになりました。この時期には、内木家近親で加子母居住の山手代の家が、御山守内木家の仕事をバックアップする態勢がとられるようになったのです。ただし、彼らに分担が命じられたのは、あくまで三ヶ村の御山見廻りであり、三浦山の国境管理は御山守の仕事として、改めて位置付けられています。

本書では、御山守内木家の立場や活躍を、尾張藩林政のなかに位置付けて紹介するとともに、濃州三ヶ村山の管理態勢の変容にも目を向けました。とはいえ、御山守の仕事は多岐にわたり、内木家文書には歴代の御山守に関する古文書・記録類が、まだまだ山のように残されています。本シリーズでは、今後もこれらの文書を「読み解き、さまざま側面から御山守の姿を描き出していきます」。

末筆となりましたが、日頃から多大なご協力をいただいている史料所蔵者の内木哲朗氏とご家族の皆様、講演会やワークショップなどで多数の貴重なご意見・ご助言をいただいている加子母地区の皆様に、心より御礼申し上げます。

参考文献

- 岡村利平編『飛驒叢書第一編 飛州誌(長谷川忠崇)』(住伊書店、1909年)
- 太田尚宏『尾張藩『御山守』の職域形成と記録類』(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第14号、2018年)
- 太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』—濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から—」(徳川林政史研究所『研究紀要』第52号〔『金鯢叢書』第45輯所収〕、2018年)
- 太田尚宏「『木曾五木』と濃州三ヶ村」(徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』徳川林政史研究所、2018年)
- 太田尚宏『林政史ブックレット2 山村の人・家・つきあい—江戸時代の暮らしと生活』①—(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、2020年)
- 加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』(加子母村、1972年)
- 角川日本姓氏歴史人物大辞典編纂委員会編『角川日本姓氏歴史人物大辞典』第23巻 愛知県(角川書店、1991年)
- 岐阜県編『岐阜県林業史』中巻(美濃国編)(岐阜県山林協会、1985年)
- 桐山力所編『飛驒遺乗合府』(住伊書店、1914年)
- 小牧市文化財資料研究会編『小牧叢書9 江崎家文書・抄』(小牧市教育委員会、1984年)
- 小牧市史編集委員会編『小牧市史現代編』(小牧市、2005年)
- 「士林浜廻」(名古屋市教育委員会編『名古屋叢書続編』第20巻、名古屋市教育委員会、1968年)
- 杉村啓治編『加子母の歴史と伝承・続編—裏木曾三カ村の歴史—』(加子母村教育委員会、1997年)
- 杉村啓治「江戸城西丸再建と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第4篇、清文堂出版、2009年)

田原昇「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相―御関所御預と植林との関係から―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第41号、2007年)

田原昇「近世木曾山における『新規立林』の様相―百姓控山林と雑木植林に関する一考察―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第42号、2008年)

田原昇「小間遣頭ならびに小間遣方由緒古例集(解説)」(日本放送協会学園編『古文書を読む 2017年度解説実践コース解説ノート』第26巻、日本放送協会学園、2017年)

徳川義親『木曾山』(私家版、1915年)

所三男「江戸城西丸の再建と用材」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和48年度、1974年)

所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、1980年)

名古屋市博物館編『尾張史料のおもしろさ 原典を調べる』(名古屋市博物館、2004年)

芳賀和樹『林政史ブックレット1 御山守の仕事と森林コントロール』(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、2020年)

「斐太後風土記 下」(日本歴史地理学会校訂・蘆田伊人編『大日本地誌体系』第10冊、大日本地誌大系刊行会、1916年)

七宗町教育委員会ほか編『七宗町史 通史編』(七宗町、1993年)

水谷盛光『小牧叢書2 小牧山と江崎氏―その所有権異動の経緯―』(小牧市教育委員会、1973年)

山口村誌編纂委員会編『山口村誌』上巻(山口村誌編纂委員会、1995年)

山本英二「木曾林業にみる享保改革の歴史的位置」(徳川林政史研究所『研究紀要』第25号、1991年)

執筆者紹介

た はら のぼる

田原 昇（「プロローグ」～「2 内木家の御山守就任と林政改革」の執筆を担当）

1972年、東京都生まれ。慶應義塾大学大学院後期博士課程単位取得退学。

徳川林政史研究所非常勤研究員・東京都江戸東京博物館学芸員。

《主要著書・論文》

「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相」(徳川林政史研究所『研究紀要』第37号、2007年)

「木曾谷における旧領主控山林の成立と展開」(徳川林政史研究所『研究紀要』第45号、2011年)

は が かず き

芳賀和樹（「3 木曾材木方の組織と御山守の仕事」～「エピローグ」の執筆を担当）

1986年山梨県生まれ。筑波大学大学院博士後期課程修了。

徳川林政史研究所非常勤研究員・東京大学大学院農学生命科学研究科助教。

《主要著書・論文》

「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』」(徳川林政史研究所『研究紀要』第53号 [『金鯢叢書』第46輯所収]、2019年)

『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化1 御山守の仕事と森林コントロール』(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、2020年)

林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化3

尾張藩林政のなかの御山守

令和3年3月31日発行

編集・発行 公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所

〒171-0031 豊島区目白3-8-11

電話 03(3950)0117

印刷・製本 株式会社 思文閣出版 印刷事業部

〒605-0089 京都市東山区元町355

電話 075(533)6860

ISBN 978-4-88604-038-1



公益財団法人 徳川黎明会
徳川林政史研究所